

小金井市長期計画審議会

配付資料一覧

	No.	資料名	備考	
第1回 (6月28日)	1	小金井市長期計画審議会の運営等について(案)		
	2	小金井市市民参加条例、同施行規則(抜粋)		
	3	小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領		
	4	意見・提案シート		
	5	基本構想・基本計画について		
	6	小金井市長期総合計画策定方針		
	7	小金井市長期総合計画討議要綱		
	8	小金井市長期総合計画策定に当たっての市民意見まとめ (令和元年6月28日現在)		
	9	長期計画審議会・起草委員会全体スケジュール(案)		
	10	審議会・起草委員会の役割(案)		
	11	市報(抜粋)		
	冊子		第4次基本構想・後期基本計画	
	冊子		第4次基本構想・後期基本計画(概要版)	
	冊子		小金井市人口ビジョン 小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略(概要版)	
	冊子		こがねいデータブック	
	冊子		平成30年度小金井市市民意向調査報告書	
冊子		わたしの便利帳		
第2回 (7月12日)	12	新たな計画策定に向けた意見書(写)		
	13	第5次小金井市基本構想・前期基本計画の構成と検討の進め方(案)		
	14	第5次小金井市基本構想(素案)		
	15	将来像について		
	16	まちづくりの基本姿勢について		
	17	意見シート(委員用)		
第3回 (8月7日)	9-2	長期計画審議会・起草委員会全体スケジュール(案)		
	13-2	第5次小金井市基本構想・前期基本計画の構成と検討の進め方(案)		
	8-2	小金井市長期総合計画策定に当たっての市民意見まとめ (令和元年8月7日現在)		
	18	起草委員会委員(案)		
	19	小金井市長期計画起草委員会設置要綱(案)		
	20	第5次小金井市基本構想「6政策の取組方針」のイメージ		
	21	第5次基本構想政策シート(環境・都市基盤、福祉・健康)		
	22	第4次基本構想・基本計画取組状況の振り返り (環境と都市基盤、福祉と健康)		
	23	SDGsについて		
	冊子		小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書(概要版)	
第4回 (8月21日)	8-3	小金井市長期総合計画策定に当たっての市民意見まとめ (令和元年8月21日現在)		
	24	第3回小金井市長期計画審議会メモ(委員提出資料)		
	25	基本構想・基本計画の構造について		
	21-2	第5次基本構想政策シート (地域・経済、子ども・教育、文化・生涯学習、行政経営)		
	22-2	第4次基本構想・基本計画取組状況の振り返り (地域と経済、文化と教育、計画の推進)		
	26	市民懇談会について		
第5回 (10月11日)	27	意見・提案シート	8月21日收受	
	28	第5次小金井市基本構想(素案)(令和元年10月11日現在)		
	29	将来像について		
	30	まちづくりの基本姿勢について		
	31	市民懇談会について		
第6回 (10月25日)	32	第5次小金井市基本構想(素案)(令和元年10月25日現在)		
	33	将来像について		
	34	市民懇談会について		
	35	将来像の「つなごう絆」について(委員提出資料)		

	No.	資 料 名	備 考
第 7 回 (11月16日・17日)	36	第 5 次小金井市基本構想 (素案)	市民懇談会
第 8 回 (12月20日)	37	市民懇談会開催報告書	
	38	第 5 次小金井市前期基本計画 (素案) (令和元年12月20日現在)	
	9-3	長期計画審議会・起草委員会全体スケジュール (案)	
第 9 回 (1月24日)	37-2	市民懇談会開催報告書	
	39	第 5 次小金井市基本構想 (素案) 修正箇所抜粋	
	40	第 5 次小金井市前期基本計画 (素案) 施策頁抜粋 (令和 2 年 1 月 24 日現在)	
	41	第 3 回起草委員会とりまとめ (目指す姿・指標)	
	42	(仮称) 市民懇談会のネーミングについて	
第 1 0 回 (4月20日)	43	小金井市しあわせプラン (素案) (令和 2 年 4 月 1 日現在)	事前配布
第 1 1 回 (5月13日)	44	小金井市しあわせプラン (素案) (令和 2 年 5 月 1 日現在)	事前配布
	45	前回審議会からの修正内容	事前配布
	46	総合戦略の概要	事前配布
	47	パブリックコメントについて	事前配布
	9-4	長期計画審議会・起草委員会全体スケジュール	事前配布

小金井市しあわせプラン(素案)

第5次小金井市基本構想・前期基本計画
小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略
(令和3年度～令和7年度)

(令和2年5月1日現在)

目次

第5次小金井市基本構想	5
1 基本構想の目的と策定意義・役割	6
2 基本構想の位置付け	7
(1)計画期間	7
(2)長期総合計画の構成	7
3 基本構想の背景	8
(1)第4次基本構想・基本計画の振り返り	8
(2)社会潮流	11
(3)小金井市の現状	13
4 小金井市の将来像	16
5 まちづくりの基本姿勢	17
6 政策の取組方針	18
第5次小金井市前期基本計画	25
第1部 総論	27
1 前期基本計画の概要	28
(1)基本計画の目的と策定意義・役割	28
(2)計画期間	28
(3)計画全体の目標	28
(4)計画体系図	29
2 施策の概要	30
(1)施策体系	30
(2)施策の構成	31
第2部 施策	33
1 環境と都市基盤	34
施策1 みどりと水の環境整備	34
施策2 循環型社会の形成	36
施策3 環境保全の推進	38
施策4 市街地の整備	40
施策5 住環境の整備	42
施策6 都市インフラの整備	44

施策7 交通環境の整備.....	46
2 地域と経済.....	48
施策8 防災態勢の整備.....	48
施策9 地域の安全・安心の向上.....	50
施策10 産業・観光の振興.....	52
施策11 都市農業の振興.....	54
3 子どもと教育.....	56
施策12 子どもの育ちの支援.....	56
施策13 子育て家庭の支援.....	58
施策14 子育て・子育て環境の充実.....	60
施策15 学校教育の充実.....	62
施策16 学校環境の整備.....	64
4 文化と生涯学習.....	66
施策17 芸術文化の振興.....	66
施策18 国際交流・都市間交流の推進.....	68
施策19 人権・平和・男女共同参画の尊重.....	70
施策20 生涯学習の振興.....	72
施策21 スポーツの振興.....	74
5 福祉と健康.....	76
施策22 福祉のまちづくりの推進.....	76
施策23 高齢者の生きがいの充実.....	78
施策24 高齢者が暮らし続ける仕組みの充実.....	80
施策25 障がい者福祉の充実.....	82
施策26 健康の維持・増進.....	84
6 行政運営.....	86
施策27 市民参加・協働の推進.....	86
施策28 積極的な情報発信.....	88
施策29 計画的な行財政運営.....	90
第3部 小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略.....	93
付属資料.....	99
1 市民意向調査の概要.....	100
2 中期財政計画の概要.....	102
3 人口ビジョン.....	104

4 SDGsと長期計画	109
5 市の憲章・諸計画一覧.....	112
6 策定の経過.....	114
7 審議会等.....	118
8 庁内検討体制	120
9 用語の説明.....	121

第5次小金井市基本構想

1 基本構想の目的と策定意義・役割

本市では、平成23年度からの10年間を計画期間とする「第4次基本構想」において、将来像「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」を掲げ、まちづくりの主体を、市民、団体及び事業者、そして行政である市を含む「私たち」として位置付け、憲法に保障された地方自治の本旨にのっとり、市民のしあわせの増進を図ることを目的とし、その実現に向けて積極的にまちづくりを進めてきました。

この間、本市の人口は微増傾向にありますが、更なる少子高齢化への対応、公共施設等の老朽化などの課題に向き合ってきました。そして、市民ニーズの一層の多様化や高度化など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化していく中で、行政経営資源を計画的かつ有効に活用することは、次世代に責任を持ち持続可能なまちづくりを進める上で、更に重要になってきています。また、平成23年、地方自治法に規定されていた総合計画(基本構想)の策定義務がなくなり、それぞれの地方自治体が地域の実情に合わせて、主体的に計画を策定する時代を迎えました。

このような社会潮流の下、私たちは現状の課題に対して将来を見据え、市民のしあわせの増進を図るためには、市民ニーズを的確に捉え、目指すべき将来像を共有し、一層の市民参加と協働によって共に創造していくまちづくりを進めていかなければなりません。そして、更なる少子高齢化・人口減少に対して、まちへの誇りと愛着(シビックプライド)を醸成し、選ばれるまちを目指す戦略を明確にする必要があります。ここに、第4次基本構想の目標年次の到来を機に、新たな基本構想を策定する目的と意義があります。

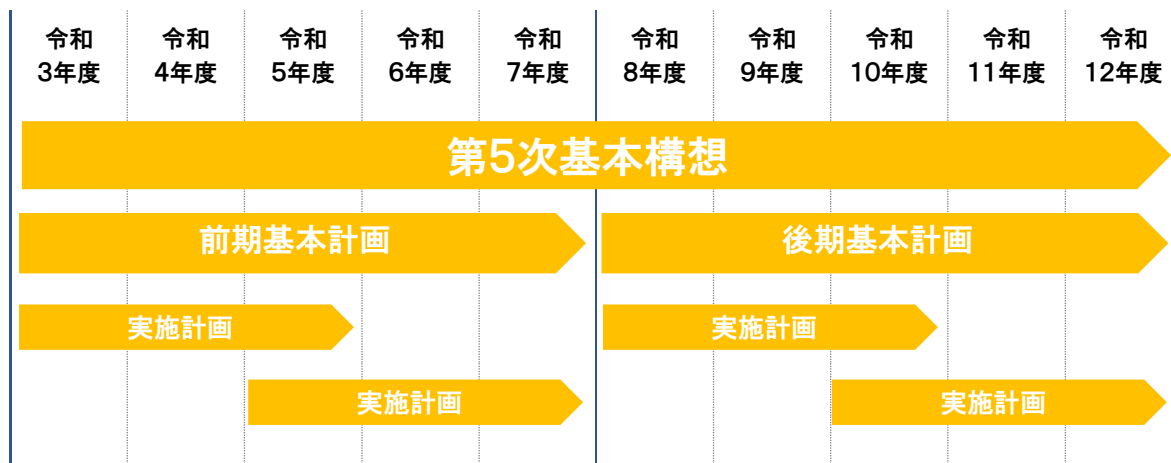
【基本構想の役割】

- 第4次基本構想で示した理念を継承し、発展させることを基本として策定するものです。
- 市政活動の総合的かつ計画的な取組の指針となるものです。
- 市民、団体及び事業者が、地域社会において活動をする際の指針となるものです。

2 基本構想の位置付け

(1) 計画期間

基本構想は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とします。さらに、この基本構想を具体化するために、前期基本計画(令和3～7年度)、後期基本計画(令和8～12年度)及び実施計画を策定します。



(2) 長期総合計画の構成

基本構想

市民のしあわせの増進を図ることを目的とし、今後10年にわたる将来像実現のため、まちづくりの基本姿勢を踏まえた政策の取組方針を示すものです。

基本計画

基本構想で定める将来像の実現に向けて、具体的な施策とその取組の方向性を示すものです。

実施計画

基本構想・基本計画に基づいて、施策を計画的に実施するため、財政的裏付けと主な事業の計画年度を示すものです。

3 基本構想の背景

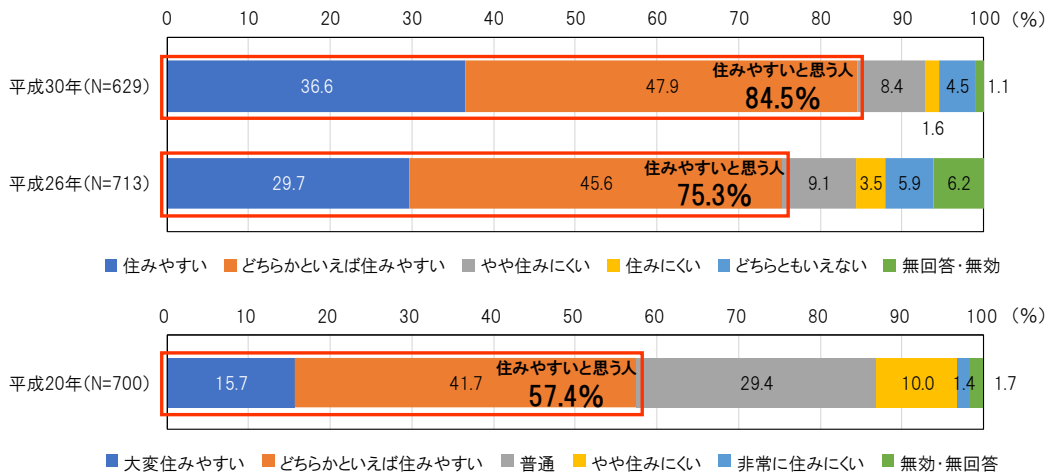
(1) 第4次基本構想・基本計画の振り返り

① 将来像の基本的な指標の状況

第4次基本構想では、令和2年度までの本市の将来像「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」を掲げ、私たちが「住みやすい」「住み続けたい」と思い、「住んでみたい」と思われるまちを目指してきました。

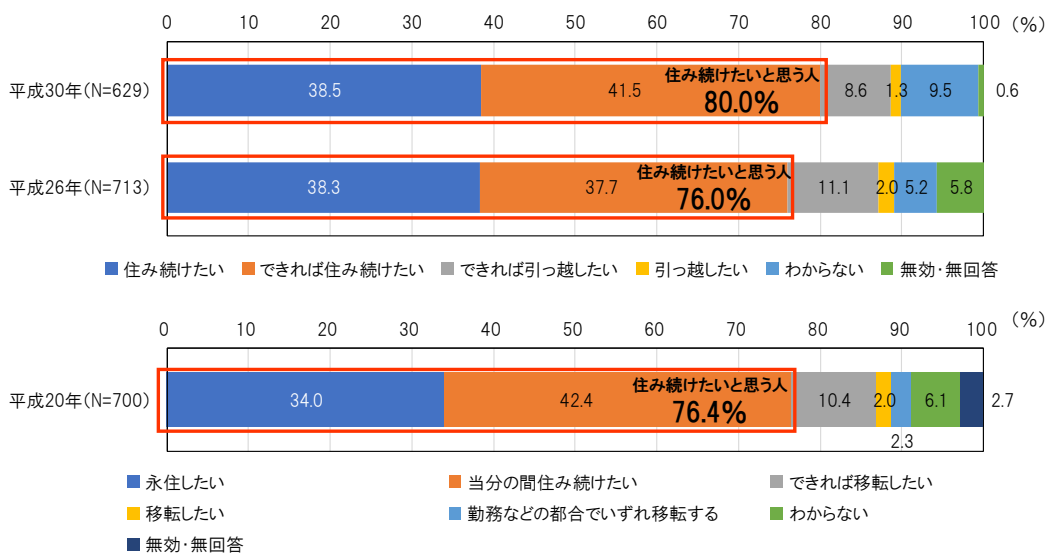
市民意向調査の結果では、住みやすいと思う人の割合も、住み続けたいと思う人の割合も、共に増加傾向にあります。

(N:回答者数)



住みやすさの評価の推移

出典: 小金井市市民意向調査(平成20年度、平成26年度、平成30年度)



定住志向の推移

出典: 小金井市市民意向調査(平成20年度、平成26年度、平成30年度)

② 計画分野ごとの取組状況

第4次基本構想・基本計画では、将来像の実現に向けて「環境と都市基盤」、「地域と経済」、「文化と教育」、「福祉と健康」の4分野で施策を推進し、これらを支えるため、「計画の推進」に取り組んできました。

□施策の大綱(4つの柱)

環境と都市基盤

ごみの処理については、他団体の御支援・御協力の下、将来にわたる安定的なごみ処理体制の確立に努め、更なるごみの減量に向けて取り組んできました。また、みどりの保全・創出につながる取組を進めるほか、再開発事業や土地区画整理事業による駅周辺を中心としたまちづくりやインフラの充実など住環境・生活環境の整備を進めてきました。

地域と経済

協働については、その拠点となる(仮称)市民協働支援センターについて検討を進めてきました。防災・防犯については、空家等対策も含め、自助・共助・公助のあらゆる面で取組を進めてきました。また、経済に関しては、産業振興プラン、農業振興計画に基づき、東小金井事業創造センター「KO-TO」の開設や新たな市民農園の開園など、様々な取組を進めてきました。

文化と教育

文化や生涯学習については、貫井北センターや市民交流センターなどの拠点整備を進めてきました。また、小金井平和の日条例の制定、人権・男女平等に関する講演会の開催など、人権・平和・男女共同参画の取組を推進してきました。教育については、更なる質の向上と環境の充実を図るため、教育内容・教育方法・学習環境・幼児教育の整備・充実などの取組を進めてきました。

福祉と健康

福祉会館建設の検討、地域包括ケアシステムの深化・推進、児童発達支援センター「きらり」の開設など、仕組みづくりを進めてきました。そのほか、待機児童対策、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の施行、高齢者見守り協定の締結、休日医療体制の充実など、高齢者福祉、子ども家庭福祉、障がい者福祉、健康の維持・増進の取組を進めてきました。

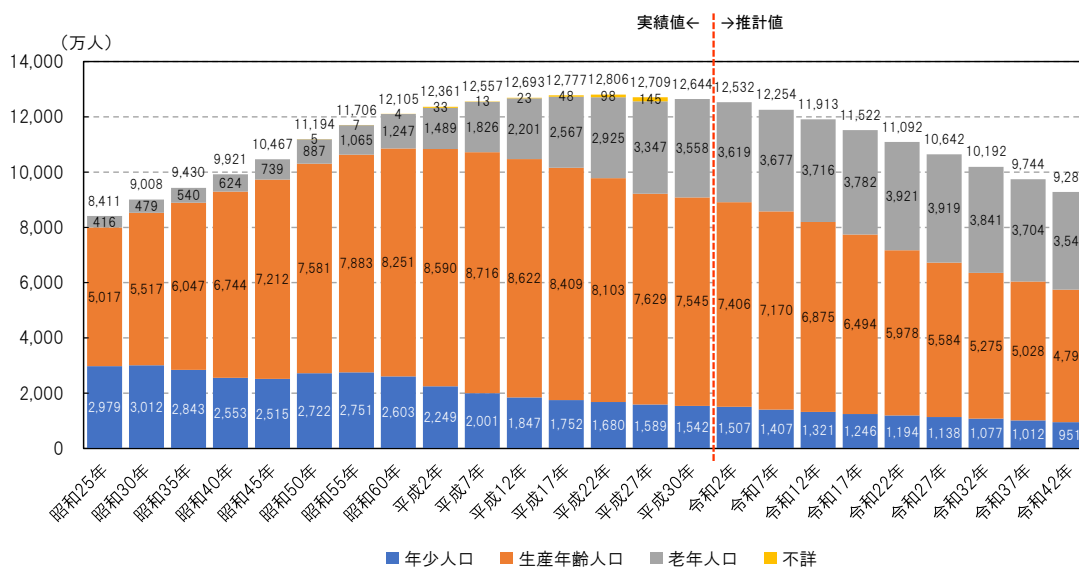
□計画の推進

市民ニーズを把握し、市民参加・協働を進めてきました。公共施設マネジメントについては、公共施設等総合管理計画を策定し、その浸透に努めてきました。また、長年の課題であった市庁舎問題を解決するとともに、本市の総合サービスの提供基盤を築くことを目的とした、新庁舎・(仮称)新福祉会館建設事業を実現に向けて進めてきました。行政経営については、行財政改革プラン2020を策定し、市職員の削減、市民課窓口委託、ふるさと納税の活用推進など、歳入の確保と歳出の適正化を進めてきました。

(2)社会潮流

人口減少と少子高齢化

日本の人口は、現在、減少傾向にあり、将来的にもその傾向が続くと言われています。さらに、全国的に少子高齢化の傾向が進んでいます。その対策が講じられる中、「人生100年時代」という考え方も提唱されるようになってきました。何歳になっても挑戦し、活躍できることは一人ひとりのしあわせにつながるものですが、社会的には経済活動の縮小や社会保障ニーズの高まり、それらに伴う財政負担の増大などが課題となっています。



日本の人口の推移

※平成27年までは総務省「国勢調査」、平成30年は総務省「人口推計」(平成29年10月1日現在確定値)、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

多様性の尊重

個人の価値観、ライフスタイルは多様化してきています。一人ひとりが自分らしく生きるため、国籍、性、年齢、障がいなど様々な多様性を尊重し、支え合いながら共に暮らすことのできる社会の実現が求められています。

情報化社会の進展

過去10年間で情報環境は様変わりしています。第4次基本構想を策定した平成23年には、日本のスマートフォン普及率は29.3%でしたが、今や70%を超えています。また、AIやRPAの活用など、技術的な進展が急速に進んでおり、国においてはデジタル革新により実現するSociety5.0という新たな社会を提唱しているなど、暮らしや働き方が変化しつつあります。

持続可能な社会の構築

「持続可能性」の概念は、従前から環境分野において地球温暖化対策などで用いられてきましたが、近年では分野を超えた広がりを見せています。その例が、平成27年に国連サミットで採択されたSDGsです。我が国においても、官民ともに、格差の解消と環境負荷の軽減に取り組み、持続可能な成長が目標となっています。そのほかにも、人口減少社会を見据え、「持続可能性」をキーワードとした取組が進められています。

安全・安心への意識の高まり

近年、大規模災害が多発しており、さらに将来には大地震の発生が予測される中、国においてはソフトとハードの両面で被害の最小化とリスクへの対応を図るため、国土強靱化という考え方を打ち出しました。ハード面の整備や関係者間のネットワーク化はもとより、地域における支え合いによる取組や体制構築が求められています。

地方自治の進展

国において地方分権改革や地方創生を政策として掲げる中、地方公共団体においては今後ますます住民ニーズを細やかに把握し、地域の実情に合わせたまちづくりが求められます。そのためには、住民の参加・協働を充実させ、一人ひとりのニーズに応え、多様化・複雑化・高度化する地域課題の解消に取り組む必要があります。そのためにも、行政情報の積極的な発信やオープンデータの推進など、透明性の高い行政運営が必要となります。

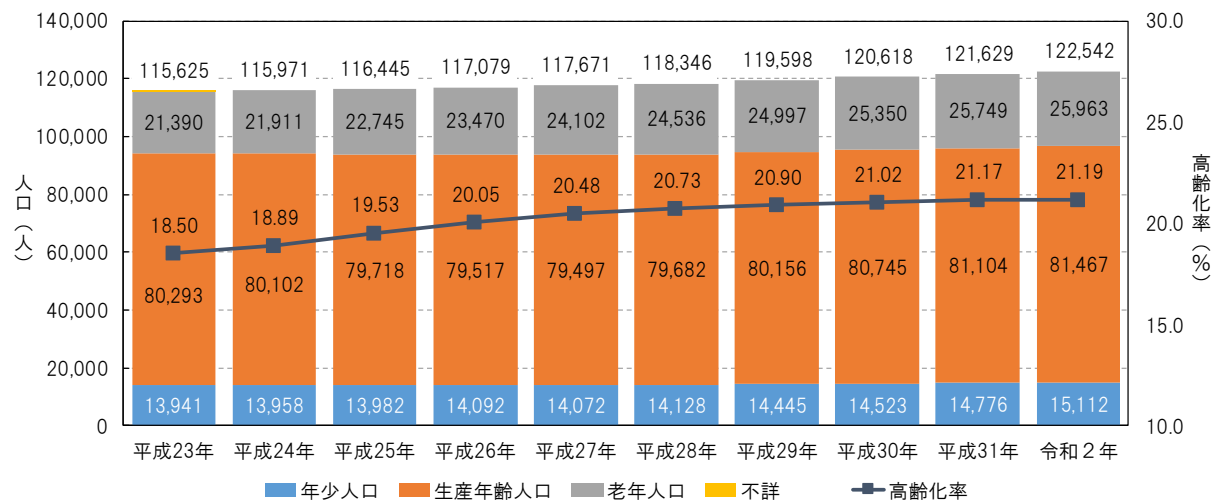
(3)小金井市の現状

① 人口動態

本市の人口は、約12万人をピークに減少へ向かうと見込んでいたところ、平成29年10月に12万人を超えてからも老年・生産年齢・年少人口の全ての年齢区分で微増傾向で推移しており、令和2年4月時点で122,542人になっています。

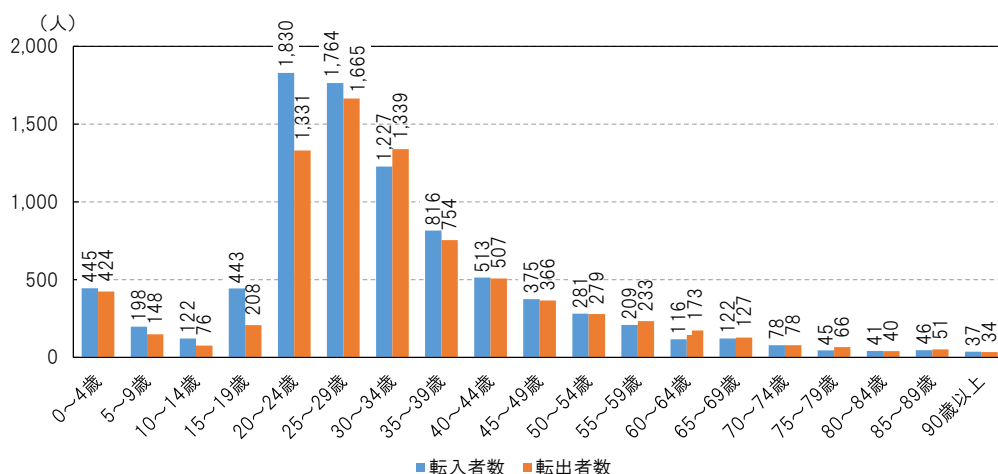
ただし、この中で、老年人口の増加率が約22%と最も大きくなっており、高齢化率は2割を上回っています。近年合計特殊出生率が低下してきていることから、高齢化と少子化は更に進行していくものと考えられます。

今後、生産年齢人口を維持するためには、特に転出入の人数が多い20代から30代までの転入維持と転出抑制が課題です。



小金井市の年齢3区分別人口の推移と比率

出典:住民基本台帳(各年4月1日)

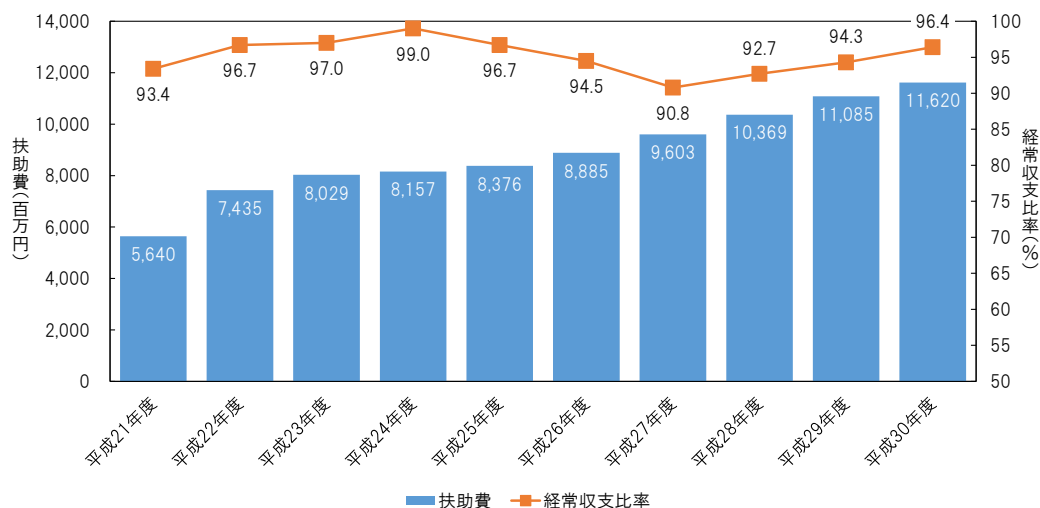


5歳階級別転出入数

出典:住民基本台帳人口移動報告(平成30年)

② 財政

本市は、交通アクセスの良さ、閑静な住環境、豊かな自然や大学などの教育・研究機関が集まり、暮らしやすい環境を強みとして発展してきたこともあり、歳入構造の約半分を市税収入が占めています。一方、歳出では、扶助費が年々増加しており、さらに、待機児童解消など子育て環境の充実、老朽化した公共施設の計画的な整備などの重要課題に対応し、市民サービスを維持・向上するための経費が増加していく見込みです。したがって、依然として厳しい財政状況にあり、持続可能な財政基盤の構築が課題です。



扶助費・経常収支比率の推移

出典：小金井市の財政状況

③ 土地利用

本市は、おおむね4km四方で、面積は11.30km²です。全体の約6割を宅地が占めており、農用地、公園・緑地は合わせて2割弱、残りの2割弱が道路などとなっています。特徴として、宅地面積のうち住宅用地が約8割と非常に多く、閑静な住宅地を形成しています。また、本市は、東西・南北の主要な道路が人と物の動線となるとともに、駅周辺には商業施設が集積するなど、生活利便性の高い地域構造となっています。加えて、南北の大規模な都立公園と玉川上水・野川が潤いの空間を形成しています。したがって、みどりの保全を始めとした良好な住環境の維持と、更なる利便性の高い拠点の整備が課題です。

④ 公共施設

本市では、高度経済成長期の急激な人口増加を背景として、市立小中学校や公共下水道を始めとする多くの公共施設等を比較的短期間のうちに整備してきました。現在では、約6

割以上の建築系公共施設が築30年以上を経過しているほか、道路や公共下水道なども老朽化が進んでいます。

将来、人口の減少が見込まれる中、このまま全ての公共施設を維持することは大変難しく、公共施設の総量抑制を基本に、計画的な施設更新、適切な維持管理、資産の有効活用による市民サービスの向上に向けた取組を推進することが課題です。

4 小金井市の将来像

「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」

本市の魅力の一つは、みどりと水に恵まれた豊かな自然です。
それらの自然は、もちろん地理的・歴史的に形成されたものではありませんが、
まちが発展する中でも守られてきたのは市民の努力のたまものです。
これからも「私たち」は、豊かな自然を愛し、守り、いかしていきます。

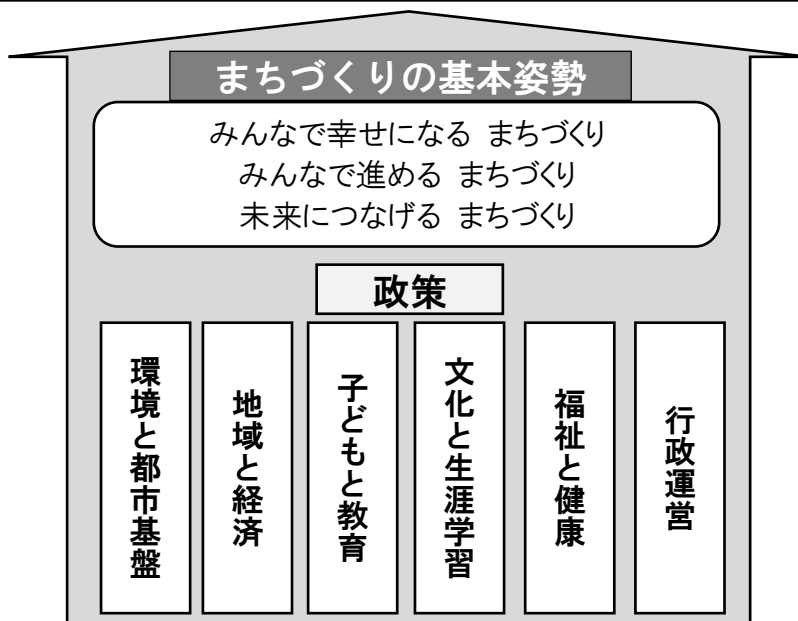
このような「私たち」の主体的な活動、そして市民参加と協働は、
みどりと水に限らず、様々な分野で取り組まれ、新たな魅力を生み出し、さらに、
一人ひとりが抱える課題、そしてますます複雑化する地域の諸問題の解消にもつながるものです。

これらを進めることで、私たちが皆笑顔になり、心豊かに暮らすことができるようになるはずです。
そしてまた、私たちの中に人の輪が生まれ、それぞれを認め合い、尊重し、
また支え合いながら地域で暮らしていくこととなるでしょう。

住みやすく、そして住み続けたいと思える小金井市であり続けるため、
誰もが笑顔で暮らすことができ、また地域の人の輪の中で、
「しあわせ」を感じられるまちを目指します。

将来像

いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市



5 まちづくりの基本姿勢

将来像の実現に向けたまちづくりに取り組むに当たっての私たちの基本的な姿勢を明らかにしたものです。これらを念頭に置いて、基本構想・基本計画に示す政策・施策を進めます。

みんなで幸せになる まちづくり

まちづくりは、市民一人ひとりを尊重し、しあわせな生活を実現するものです。市民の生活を守り、安定・発展させることを最優先としたまちづくりに取り組みます。

みんなで進める まちづくり

まちづくりは、市民、団体、事業者及び行政である市が、市民参加と協働に基づく市民自治により実現するものです。本市への愛着や誇りを育み、お互いに理解し、助け合いながら、まちづくりに取り組みます。

未来につなげる まちづくり

まちづくりは、現在だけでなく、次の世代にとっても豊かで暮らしやすいまちを目指し、進めることが大切です。将来へ向けて希望の持てる、持続可能で活力あるまちづくりに取り組みます。

「私たち」とは

「私たち」とは、市民を始め、団体、事業者及び行政である市を含む、本市のまちづくりを担う主体となる人たち全体を指す言葉です。

みんなで一緒にまちづくりを進めることを意識しています。

「市民」とは

「私たち」に含まれる「市民」には、市政に関わる主体として、在住する人だけでなく、市内に通勤・通学する人を含んで考えます。

6 政策の取組方針

将来像の実現に向け、私たちが取り組む政策を6つに整理し、その取組方針を示します。

環境と都市基盤

自然と都市が調和した人に優しいまち

美しく質の高いみどりと水、静かで落ち着いた住宅地、そして子どもや若者たちの明るい声が聞こえる多くの学園があることは本市の魅力です。これからも一人ひとりがこれらの魅力を更に磨くとともに、便利で暮らしやすく訪れたいくなるまちをつくれます。

●豊かなみどりと水の保全と活用

一人ひとりが守り育てたみどりと水を、これからの世代にも引き継ぎます。そして、みどりと水が今後も本市の魅力であり続け、大都会の憩いとなるよう、公園や農地、水辺などの自然や景観を豊かに保ち、いかします。

●環境に優しい循環型社会の形成

将来にわたって良好な環境を守るため、限りある資源の有効活用、ごみ分別の徹底、省エネルギーの取組など、身近な活動から、環境に優しい持続可能な循環型社会をつくりま

●魅力的で快適な、人に優しいまちづくりの推進

自然と都市が調和しながら利便性が高く、ユニバーサルデザインに配慮した都市基盤を整備し、みどりと水の魅力を求めて多くの人が訪れ、誰もが安心して暮らせる、人に優しい快適なまちづくりを進めます。

写真等

写真等

地域と経済

安心して過ごせる暮らしやすいまち

地域で助け合い、安心して暮らすことができるとともに、多様な市民力や地域性をいかした、生活都市にふさわしい産業の振興に取り組み、ふれあいと活力のあるまちを実現します。

● 自助・共助・公助のバランスが取れた地域社会の構築

大規模な災害や多様な犯罪の発生から生命や財産が守られ、安心して生活できるまちを目指し、誰もが自立し、互いに助け合い寄り添う地域にします。

● 便利で暮らしやすく、ふれあいと活力のあるまちの実現

便利で暮らしやすいまちであるとともに、訪れる人にとっても魅力的なまちであるよう、商業、工業、都市農業及び教育・研究機関などの地域資源を守り育ていかします。そして、更なる魅力の創出・育成により、地域の付加価値を高める、ふれあいと活力のあるまちにします。

写真等

写真等

子どもと教育

心豊かにのびのびと子どもが育つまち

本市で生まれ、育つ子どもたちは、未来を支える担い手です。子どもたちが自らの人生を他者と協力し合って主体的に生きていけるように、出産前後、就学前、就学期などの様々な段階に応じて、また地域との関わり、家庭、学校など様々な場面に合わせて、子育て・子育て支援を総合的に進めます。

●子どもの健やかな育ちの実現

あらゆる子どもにとって最善の利益が実現されることを目指します。子どもたちが安心して居られる場所を保障し、一人ひとりの子どもが主体的に学びながら、豊かな体験を通して、自己肯定感や他者への思いやり、社会参加や自己実現ができる力を育みます。

●子育て環境の充実

多様化していく社会において、直面する課題を受け止めて、子育て家庭を支えます。あらゆる子どもが健やかに育つために関係者の連携を深め、きめ細やかな支援に取り組むとともに、地域全体で子どもを見守り、育てていける環境を整えます。

●生きる力の育成と学習環境の整備・充実

子どもたちが活発な好奇心を持ち、創造的な課題発見・解決力を身に付けるとともに、健康で人間性豊かに成長できるよう、主体的に生きる力を育みます。そのために安全で安心な学習環境の整備・充実に取り組みます。

写真等

写真等

文化と生涯学習

一人ひとりが自分らしく輝いて生きることができるまち

一人ひとりがお互いに尊重され、認め合い、平等に暮らせるまちにおいて、交流を深めながら芸術文化やスポーツに親しみ、多様な学びの機会を持つことで、誰もが心豊かに暮らしつつ、文化を醸成していきます。

● 個人の尊厳と平等を尊ぶ意識の共有

国籍、性、年齢、障がいの有無などにかかわらず、誰もがお互いに個性を尊重し、認め合うことを大切にします。そのために、人権や平等に関する意識を高めるとともに、一人ひとりの命や平和を尊ぶ姿勢を育みます。

● 自分らしく学びを楽しむまちの実現

誰もが生涯にわたって豊かな創造性を発揮し、人と人とのつながりの中で、自分らしい人生を送ることができるまちを実現します。そのために、趣味や教養を深め、健康増進を図り、仲間づくりや生活に役立つような、芸術文化やスポーツなどの様々な学びの機会をつくります。

● 地域における学びの活用の推進

互いに支え合うまちづくりのために、私たちみんなが学び合える環境を整えます。そして、一人ひとりの学びの成果を広く地域にいかすとともに、知識や経験、文化などを次の世代へ継承していきます。

写真等

写真等

福祉と健康

誰もがいきいきと暮らすことのできるまち

保健・医療・福祉の体制を充実させます。高齢者や障がい者はもとより、あらゆる個人が尊重され、お互いに支え合い、助け合うことで、いつまでも健康で自分らしく暮らすことのできる地域福祉を実現します。

● いきいきとした暮らしの充実

年齢や障がいの有無、経済的な状況などにかかわらず、誰もが生きがいを持ち、いきいきと充実した暮らしが送れる社会を実現します。そのために居場所づくり、世代間交流、就労などの社会参加・地域交流を支援します。

● 自立した暮らしの支援と実現

市民一人ひとりが自立した暮らしを続けるために、必要な支援を必要なときに受けられる社会を実現します。そのために、保健・医療・福祉の各分野で体制を充実させるとともに、地域における協力と、見守り・支え合いの環境を醸成します。

● 健康な暮らしの支援と実現

あらゆる市民の身体とこころが共に健康であるために、地域の医療・保健体制を充実させます。病気の予防・健康づくりを促進し、健康寿命を延ばしていくための生活環境を実現します。

写真等

写真等

行政運営

開かれた市政で誰からも信頼されるまち

多様化するニーズや複雑化する課題に対処し、信頼関係に基づいた協働を通じて、持続可能で安定的な自治体運営を行います。そして、市民満足度を高め、一人ひとりが誇りや愛着の持てるまちづくりを展開します。

●持続可能な行財政運営

行財政改革の一層の推進を図り、持続可能な財政運営と市民サービスの維持・向上を目指します。また、マネジメントの視点を持ち、組織の最適化、公有財産の適正管理、広域連携の強化、ICTの利活用を通じて、自律した自治体行政を実現します。

●共に歩むオープンな行政の実現

情報の発信・公開に取り組み、透明で公正な行政運営を行います。また、多くの人とのコミュニケーションを図ることで、市民参加と協働を更に活性化させていきます。

●みんなから愛されるまちづくり

本市に対する誇りと愛着を高め、「まちの一員」という意識の向上を図ります。また、本市の魅力を掘り起こし、アピールすることで「まちのファン」の拡大を目指します。

写真等

写真等

第5次小金井市前期基本計画

第1部 総論

1 前期基本計画の概要

(1)基本計画の目的と策定意義・役割

基本計画は、基本構想における本市の将来像「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」を実現するため、基本構想で示す6つの政策分野「環境と都市基盤」、「地域と経済」、「子どもと教育」、「文化と生涯学習」、「福祉と健康」、「行政運営」ごとの「政策の取組方針」に照らし、社会潮流や市の現状を踏まえ、29の施策を具体化・体系化したものです。

基本構想に次ぐ上位計画であり、各行政分野における個別の計画や事業等を整理・統括します。また、施策ごとの指標の進捗管理により、成果や課題が見える化し、有効な行政評価による質の高い市政運営の実現を目指します。

(2)計画期間

前期基本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

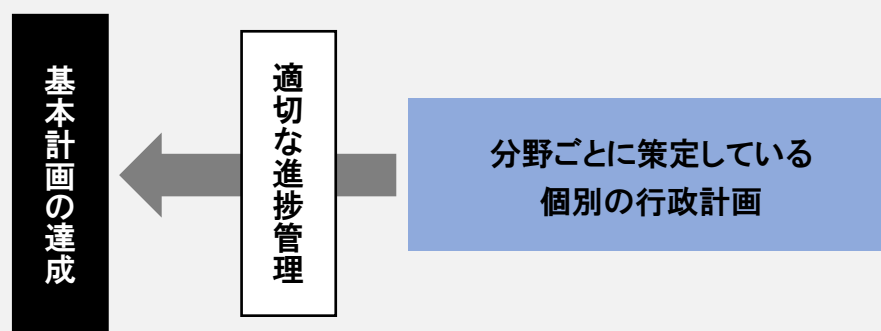
(3)計画全体の目標

前期基本計画の推進に当たっては、本市の将来像を踏まえ、「住みやすい」「住み続けたい」と思う市民を一人でも増やすことを目指します。

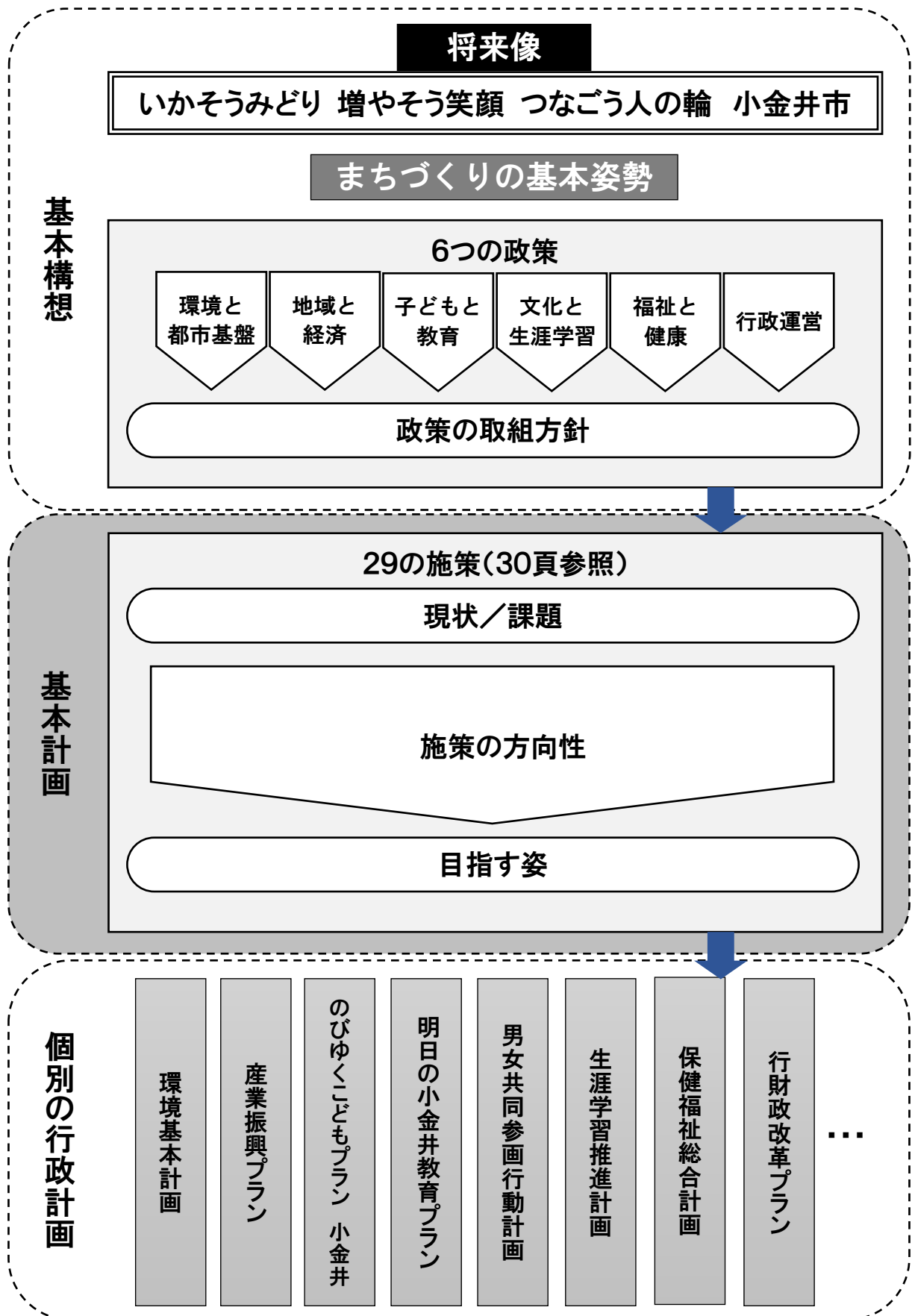
指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
「住みやすい」と思う市民の割合	84.9%	100.0%
「住み続けたい」と思う市民の割合	82.4%	100.0%

基本計画と個別の行政計画の関係性について

個別の行政計画の着実な推進により、基本計画の施策の目標達成を図ります。



(4)計画体系図



2 施策の概要

(1) 施策体系

将来像	政策	施策
いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市	1 環境と都市基盤	施策1 みどりと水の環境整備 施策2 循環型社会の形成 施策3 環境保全の推進 施策4 市街地の整備 施策5 住環境の整備 施策6 都市インフラの整備 施策7 交通環境の整備
	2 地域と経済	施策8 防災態勢の整備 施策9 地域の安全・安心の向上 施策10 産業・観光の振興 施策11 都市農業の振興
	3 子どもと教育	施策12 子どもの育ちの支援 施策13 子育て家庭の支援 施策14 子育て・子育て環境の充実 施策15 学校教育の充実 施策16 学校環境の整備
	4 文化と生涯学習	施策17 芸術文化の振興 施策18 国際交流・都市間交流の推進 施策19 人権・平和・男女共同参画の尊重 施策20 生涯学習の振興 施策21 スポーツの振興
	5 福祉と健康	施策22 福祉のまちづくりの推進 施策23 高齢者の生きがいの充実 施策24 高齢者が暮らし続ける仕組みの充実 施策25 障がい者福祉の充実 施策26 健康の維持・増進
	6 行政運営	施策27 市民参加・協働の推進 施策28 積極的な情報発信 施策29 計画的な行財政運営

(2) 施策の構成

本計画は、基本構想で示した6つの政策に基づき、29の施策を示しています。各施策は、以下の内容で構成されます。

■ 目指す姿

施策を通じて実現を目指す姿であり、施策個々における目標です。

■ 現状

各施策における、原則として令和2年4月時点の取組状況です。

■ 課題

現状において取り組むべき課題です。

■ 施策の方向性

課題に取り組み、目指す姿を実現するための方向性を示します。

■ 指標

施策の進捗や成果を測る「ものさし」で、5年後の目標値とともに示します。毎年度進捗状況を確認します。なお、現状値は原則として令和元年度時点での最新の値としています。

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
〇〇に取り組んでいる市民の割合		
〇〇の達成率		

第2部 施策

1 環境と都市基盤

施策1 みどりと水の環境整備

■目指す姿

美しく質の高いみどりと水を私たちみんなの力で適切に保全・活用し、豊かな自然と都市が調和した次世代に誇れるまち

■現状

- 公園、農地、国分寺崖線(はけ)及び街路樹などのみどりの量を維持する施策を進めるとともに、管理の行き届いた良質なみどりを保全する施策を進めています。
- 環境美化サポーター制度による登録団体と共に、公園の美化活動などを行っています。
- 樹木や生け垣、緑地の保全のため、環境保全緑地制度により、民有地を対象に助成を行っています。
- 減少している生産緑地を保全していくため、指定要件の緩和や特定生産緑地制度の創設を受け、生産緑地の追加指定や特定生産緑地指定の申請受付を実施しています。
- 指定開発事業が行われる際は、宅地開発等指導要綱に基づき、敷地面積から建物面積を除いた20%以上の緑化を指導することで、質の高いみどりを保全しています。なお、緑化は雨水による地下水涵養を促し、健全な水循環の保全にも寄与しています。
- 地下水・湧水についての定期的・継続的なモニタリングを行い、公表することで、水に対する関心を高め、自発的な保全活動を促すように努めています。

■課題

- 環境美化サポーターへの、若者・子育て世代の参加促進が必要です
- 環境保全緑地の指定の推進が必要です
- 高齢化、後継者不足などによる生産緑地の減少への対応が求められます
- 地下水・湧水の保全が必要です
- 公園、緑地などの効率的な維持管理や適正配置が必要です

■施策の方向性

①切れ目のない協働の仕組みづくり

協働による美化活動が、持続的に推進できるように、若者や子育て世代を対象とした花の植替えイベントや環境学習の機会を持つことで、活動への参加が増える仕組みを構築します。また、団体同士の交流を促進することで、ボランティア同士のつながりを深め、環境美化に対する意識の向上を図ることによって、私たちが一体となって取り組む体制をより強固にします。

②みどりと水の保全

みどりを保全する取組をより進めるため、環境保全緑地制度の周知に努めるとともに、指定開発事業が行われる際は、環境配慮指針に基づく指導を行い、質の高いみどりの保全に努めます。また、農家の高齢化、後継者不足により営農の継続を断念しなければならない状況を把握するとともに、特定生産緑地制度や生産緑地の貸借制度を活用した生産緑地の保全及び市民農園による活用につなげる取組などを推進します。さらに、みどりの保全により地下水の涵養量を確保するとともに、モニタリング結果の公表などによる普及啓発に努め、健全な水循環の保全につなげます。

③既存公園・緑地の新たな活用

現在あるみどりの総量を維持しつつ、既存の公園・緑地などの運用方法の変更や、多世代に渡る利用の促進を図るための取組を進めます。また、持続的な公園管理を進めるため、公園等整備基本方針の公園評価に応じた、選択と集中による適正な公園整備、民間活力の導入などを進めます。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
みどりと水の環境整備に対する満足度 (アンケート)	63.2%	80.0%
公園環境美化サポーターの登録者数	222人	280人

写真等

写真等

施策2 循環型社会の形成

■ 目指す姿

私たちが一体となって3Rに取り組む、循環型都市「ごみゼロタウン小金井」

■ 現状

- 家庭から排出されるごみの減量・資源化に向けて、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組んでいます。
- 事業活動に伴って排出されるごみの適正処理に向けて、事業所に対して個別指導を行っています。
- 安定的に可燃ごみを処理するため、日野市・国分寺市と共に設立した浅川清流環境組合において、可燃ごみの共同処理を実施しています。
- 清掃関連施設整備基本計画に基づき、不燃・粗大ごみの積替え・保管施設、資源物処理施設の整備を推進しています。
- 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場・東京たまエコセメント化施設を安全・安心・安定的に運営するとともに、施設を長期的に運用するため、焼却灰の削減・不燃ごみの資源化に向けた施策に取り組んでいます。
- ごみゼロ化推進員などと協働し、まちの美化活動に取り組んでいます。
- 路上禁煙地区の周知徹底やパトロールの実施などにより、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止に取り組んでいます。

■ 課題

- 私たちが協力・連携して、ごみの減量・資源化を推進することが必要です
- 安全・安心・安定的なごみ処理体制の確立が必要です
- 環境美化意識の定着が必要です



3Rとは(出典:平成30年3月15日号市報こがねいごみ・リサイクル特集号)

■ 施策の方向性

① 発生抑制を最優先とした3Rの推進

持続可能な循環型社会の形成に向けて、私たちが一体となり、発生抑制を最優先とした3Rを推進します。

② 安全・安心・安定的なごみの処理体制の確立

安全・安心・安定的にごみを適正処理するため、安定的な収集・運搬体制や処理・処分体制の確立を推進します。また、災害発生時の対応に向けた体制の整備、市が収集・処理しない廃棄物の適正処理のための処理ルート of 確立を推進します。

③ 美しいまちづくりの推進

私たちみんなで美化活動を推進するとともに、市内におけるごみのポイ捨て・不法投棄などの防止に向けて、環境美化意識の定着に向けた取組を推進します。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
3Rに取り組んでいる市民の割合(アンケート)	86.3%	90.0%
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	368g (平成30年度実績値)	355g (一般廃棄物処理基本 計画最終年度(令和1 2年度)目標値)

写真等

写真等

施策3 環境保全の推進

■ 目指す姿

私たち一人ひとりが自主・自律的に環境保全行動を実践し、エネルギー使用の抑制や環境負荷軽減などの地球温暖化対策を推進することによる、公害が少なく、環境にやさしいまち

■ 現状

- 近隣市との環境保全対策に関する協議会などへの参加を通じて環境保全に関する情報共有を行い、連携を図っています。
- 環境に対する意識啓発を定期的かつ継続的に図っています。
- 補助金により、住宅における再生可能エネルギー機器などの導入を支援しているほか、下水に流れてしまう雨水を貯留し、有効活用することで、上水の節約や地下水の涵養、下水への越流を防止することにつなげる雨水貯留施設設置を支援しています。
- 水質調査や道路交通の騒音・振動、ダイオキシン類等の大気汚染の測定を行い、結果を公表することで、市民に安心して生活してもらうとともに、抑止効果を発揮し、公害の未然防止に努めています。
- 市内各所における空間放射線量の測定を行い、市民の安全を確保しています。
- 緑地の創出・保全により、ヒートアイランド現象の緩和を図っています。

■ 課題

- 環境保全実施計画の適切な進行管理が必要です
- 環境啓発事業の推進と市民協働の充実が必要です
- 二酸化炭素排出量削減などの地球温暖化対策の推進が必要です
- 公害発生を未然に防止するために、一人ひとりの身近な環境に配慮する意識の向上が必要です

写真等

写真等

■ 施策の方向性

① 環境にやさしい仕組みづくり

私たちが協力して環境保全行動を実践できるようにするため、意識啓発を行うとともに、環境保全実施計画に基づき市が実施する事業の分かりやすい評価方法を設定するなど、計画の進行管理を適切に行う仕組みづくりを構築します。

② 地球環境への負荷の軽減

一般家庭から排出される温室効果ガスが全体の半分以上を占める地域特性に鑑み、地域から地球環境を保全する取組を進めるため、住宅における再生可能エネルギー機器の導入促進、屋上緑化や壁面緑化の推進など、二酸化炭素排出量削減に結び付ける効果的な対策の検討と実施を進め、地球温暖化防止対策の推進やヒートアイランド現象の緩和を図ります。

③ 公害発生防止体制の充実

騒音・振動や大気汚染、空間放射線量などを継続的に測定・公表することで、監視の目による抑止効果を発揮するとともに、市民の環境に配慮する意識を醸成することで、公害を未然に防止し、安全・安心な環境を確保します。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
省エネルギーに取り組んでいる市民の割合 (アンケート)	70.1%	80.0%
小金井市公共施設の温室効果ガス総排出量	5,278t	3,865t ※令和2年度、地球温暖化地域推進計画 改定時に修正予定

写真等

写真等

施策4 市街地の整備

■ 目指す姿

魅力的な市街地、まちの顔となる駅周辺の整備を進め、自然環境と利便性が高いレベルで調和した、快適で人にやさしいまち

■ 現状

- 地区計画の決定やまちづくり条例の制定・施行を進め、市民との協働によるまちづくりに向けた取組を展開しています。
- 高齢者や障がいのある人も誰もが利用しやすい環境整備を目指して、平成26年度には、重点整備地区である市内の鉄道駅全てがバリアフリー化されています。
- JR中央本線連続立体交差事業が平成25年度に事業完了し、市内の南北交通は大幅に円滑化し、高架下の利活用として、自転車駐車場、東小金井事業創造センターが整備されています。
- 武蔵小金井駅南口第2地区においては、平成26年8月に第一種市街地再開発事業の都市計画決定がなされ、平成27年8月に市街地再開発組合が設立し、令和2年5月に竣工します。同駅北口では、JR中央線高架下や南口再開発事業の商業施設の進出による商業環境の変化に対応する、にぎわいの再生や安全な住環境整備が求められており、老朽化した大規模店舗の建て替えに合わせた再開発などによる再生を検討しています。
- 東小金井駅北口土地区画整理事業については、地権者と丁寧な話し合いを第一に事業を進めており、令和8年度まで事業期間を延伸しています。

■ 課題

- 利便性の高い拠点整備の推進が必要です
- 快適で暮らしやすい健全な市街地の形成が求められます
- 再開発事業・土地区画整理事業の計画的推進が必要です
- 土地利用の規制誘導による身近なみどりの保全・活用が必要です

写真等

写真等

■ 施策の方向性

① 魅力的な市街地の実現

まちづくり条例に基づき、市民が主体となったまちづくりを推進するとともに、歩道や広場の緑化などにより、まちの美観に配慮したみどりのネットワーク化を推進します。また、バリアフリー化などを利便性の高い拠点から整備を進め、住宅地・商業地などの計画的な発展による健全な市街地の形成を図ります。これらにより、豊かな水やみどり、閑静な住宅地、学園都市といった、小金井らしい個性と魅力を備えた、市民一人ひとりが安全、安心、豊かさ、喜びなどを実感できる都市空間の整備を目指します。

② まちの顔となる駅周辺の整備

武蔵小金井駅周辺は、本市の玄関口にふさわしいまちとするため、南口の再開発事業に続き、北口においても再開発などによる施設更新を支援し、商業、業務機能及び住宅の調和のとれた魅力ある総合拠点として整備します。また、東小金井駅周辺は、本市における副次拠点及び、東部地区の中心として、駅北口の土地区画整理事業を推進し、交通広場・都市計画道路などの整備を行い、商業、業務機能などの導入を図ります。新小金井駅周辺は、みどりあふれる武蔵野公園、野川公園の玄関口とするため、みどりと水のネットワーク形成を進めるなど自然環境をいかした市街地を目指します。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
駅周辺などにおいて、小金井らしい魅力的な市街地が整備されていると感じる市民の割合(アンケート)	32.8%	50.0%
駅周辺整備の進捗率	69.4%	87.0%

写真等

写真等

施策5 住環境の整備

■ 目指す姿

宅地内の緑化推進、良質な住宅の供給、施設の耐震化や長寿命化、バリアフリー化の推進などによる、自然と調和した、安全かつ快適で住み心地の良いまち

■ 現状

- 快適な住環境の整備のため、宅地開発等指導要綱による宅地の細分化防止や公園緑地の整備及び環境配慮指針による緑化の推進に取り組んでいます。
- 生活環境の保全のため、民間住宅の耐震化支援などによる住宅施策の充実や、地域における貴重な資源である農地の保全に取り組んでいます。
- 災害時における建築物の倒壊や延焼防止のため、建築物の不燃化・耐震化の促進、地震発生時における道路の閉塞防止及び広域的な輸送路及び避難経路を確保することを目的に、建築物の耐震化助成及びブロック塀などの撤去助成を行っています。
- 災害時における市民の避難路や避難場所を確保するため、防災上のオープンスペースなどの確保や、一時避難場所となる公共施設の確保を推進しています。
- 地域の安全性を高める施設整備として、市道上における街路灯のLED化による明るさの向上、見通しを妨げないための街路樹の適正管理を進めています。
- 的確な住宅供給の促進・有効活用には、老朽マンションの建て替え円滑化、住宅困窮者への住宅確保の充実、安全で良質なストックの形成を図っています。
- 合流式下水道の改善を進めるため、宅地及び道路内の雨水浸透施設設置を推進しています。

■ 課題

- 快適な住環境の整備と生活環境の保全が必要です
- 安全で安心して暮らせる住環境の整備が必要です
- 的確な住宅供給の促進・有効活用と、高齢者・障がいのある人などの生活状況への対応、マンション管理組合による自主的かつ適正な維持管理が求められます
- 下水道への雨水流入量を減らすため、雨水浸透施設の設置を、より推進することが必要です

■施策の方向性

①自然と調和した住環境の整備

環境保全緑地制度を活用し、みどりの保全を進めつつ、自然と調和した住環境の整備に向けて、まちづくり条例による宅地化の際の細分化防止や公園緑地などの整備に努めます。

②生活環境の保全

生活環境の保全のため、用途地域の適切な運用や地区計画などにより、生活利便性を維持し、都市における生活環境の保全を図ります。また、民間住宅の耐震化支援など、より一層の住宅施策の充実に努めるとともに、防災機能や環境保全などの多面的機能を有する農地を保全し、生活環境の整備に努めます。

③安全な暮らしを支える住環境の形成

災害に備え、所有者に向けた費用助成や啓発活動により建築物の不燃化・耐震化やブロック塀などの撤去の促進などを図るとともに、公共施設を始めとした避難場所や避難路を確保します。

また、地域の安全性確保と向上のため、街路灯の適切な維持管理に努め、街路樹の植栽が見通しを妨げないよう適正な樹種の選定や管理を進めます。

④住宅施策の促進

良質で低廉な住宅の供給を促進するため、公社住宅などの改築に際しては地域の環境整備及び住宅の量と質の向上を図るとともに、民間マンションの管理の適正化及び建て替えの円滑化を支援します。また、住宅確保に配慮を要する市民に対する住宅確保施策、空家等の利活用を検討するほか、高齢者・障がいのある人の生活状況に対応した住宅施策として、バリアフリー化などにより、地域の中での安心した暮らしを支援します。

⑤雨水浸透施設の整備推進

宅地及び道路内の雨水浸透施設の設置を推進していくことで、合流式下水道の改善を図ります。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
自然と調和した快適で安全な住環境が整備されていると感じる市民の割合(アンケート)	52.3%	70.0%
市内の住宅の耐震化率	86.1%	※令和2年度、都及び市で耐震改修促進計画改定時に算出予定
管理状況の届出を行った要届出マンションの割合	—	80.0%
住宅用新エネルギー機器等普及促進の達成率	7.5%	11.6%
高齢者自立支援住宅改修給付の到達率	93.0%	100.0%

施策6 都市インフラの整備

■ 目指す姿

利便性の高い道路ネットワークの構築と災害に強い安全で安心な都市基盤を整備し、適切に維持管理していく快適なまち

■ 現状

- 市内の生活道路である市道は幅員4m未満の道路がまだ多くあり、その沿道での建て替えなどの際に拡幅してきています。また、補修や改善の市民要望が多いため、毎年可能な限り補修工事を実施して適切な管理に努めています。
- 橋りょう及び歩道橋の老朽化が進んでいるため、損傷が深刻化する前に修繕を行う必要があります。その為に、法定の定期点検を行った上で、修繕計画の優先順位付け、予算の平準化及び維持管理コストの縮減を目的とした橋りょう長寿命化計画の改定を適宜行い、適切な維持管理に努めています。
- 安全で快適な歩行空間の確保、防災及び景観の向上を図るため、電線共同溝の整備を進めることにより無電柱化を進めています。
- 市内の主要な幹線道路の機能を果たす都市計画道路の整備進捗率は平成30年度末で約47.7%であり、事業中の路線について整備を進めています。
- 市内には、土地の境界が不明確であったり、測量も不正確な土地が存在しており、地籍調査率は東京都平均23.1%のところ12.3%と遅れているため境界確定などを推進しています。
- 公共下水道施設の充実として総合地震対策や長寿命化対策を推進し、管きよの維持管理の充実を図っています。

■ 課題

- 市道の幅員の確保及び計画的な補修が必要です
- 橋りょう・歩道橋の保全対応が必要です
- 電線類の地中化が求められます
- 都市計画道路の継続した整備が必要です
- 境界確定などの調査・推進が必要です
- 計画的な下水道施設の維持管理が必要です

■施策の方向性

①生活道路の整備

幅員4m未満の道路では、道路の適切な幅員を確保します。また、歩行者や車両などが安全で快適に通行できるよう、補修工事を実施して適切に維持管理します。

②橋りょうの維持管理と長寿命化による安全確保

架橋から半世紀ほど経過し、老朽化が進んでいる橋りょう及び歩道橋について、利用者の安全確保のため、耐久性などに関する法定の定期点検や補修などを行い、橋りょう長寿命化計画に基づいた適正な維持管理、長寿命化を図ります。

③無電柱化による安全・安心なみちづくり

良好な都市景観の創出、安全で快適な歩行空間の確保、災害時における都市防災機能の強化を図るため、無電柱化推進計画に基づいて無電柱化を推進します。

④都市計画道路の拡幅等整備

快適な市民生活と円滑な交通の確保、道路の安全性や環境面の向上を図るため、都市計画道路を拡幅等整備するに当たり、歩車道分離や街路樹の植栽の推進、低騒音・透水性舗装などを活用した道路の整備を推進します。

⑤地籍調査の推進

土地の実態や状況が明確になり、災害時に迅速な復旧・復興活動が可能となることや、土地境界紛争の未然防止と登記手続きの簡素化につながることから、地籍調査事業を更に推進します。

⑥持続可能な下水道事業の実現

暮らしに必要な下水道を将来にわたって安定的に維持管理するため、合理的な経営戦略、ストックマネジメント計画を軸とした経営を行い、下水道事業の効率的・安定的な長期経営を行います。また、更なる効率化を見据え、下水道の広域化・共同化施策の検討を進めます。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
市内の道路が快適に通行できていると感じる市民の割合(アンケート)	32.9%	50.0%
市内の道路が適切に管理されていると感じる市民の割合(アンケート)	35.6%	50.0%
無電柱化推進計画に基づく進捗率	0.60%	1.80%

施策7 交通環境の整備

■ 目指す姿

円滑で利便性の高い移動手段を構築し、通行上の安全性を確保することにより、安全かつ快適に人が行き交うまち

■ 現状

- バリアフリーのまちづくり基本構想における生活関連施設や生活関連経路に係るバリアフリー化の現状把握と対応策の検討を進めています。
- 交通管理者及び道路管理者と連携を図りながら交通安全施設の維持管理について、継続的に行っています。
- 放置自転車については、これまでの周知・啓発等の浸透により、放置自転車が減少しています。
- 交通安全教室については、市立中学校を対象とした、スタントマンを活用した安全教育を毎年度継続的に実施しています。交通災害共済については、広報媒体を活用しながら加入促進に努めています。
- 市内の交通状況及び市民ニーズが変化してきており、今般の社会情勢を踏まえながら、CoCoバス（コミュニティバス）再編事業を実施しています。
- 駅周辺における自転車駐車場については、民間活用を含め、高架下を中心として整備しています。

■ 課題

- 引き続きバリアフリー化に配慮した整備が必要です
- 道路反射鏡など交通安全施設の老朽化への対策が必要です
- 放置自転車を更に減らすための対策が必要です
- 自転車事故の防止が求められます
- 駅前環境の整備とアクセスの改善が必要です
- CoCoバス再編事業の推進が必要です

写真等

写真等

■施策の方向性

①バリアフリー化に配慮した整備

子どもや高齢者、障がいのある人などが安心して使えるよう、駅などの公共交通及び主要民間施設と、それらを結ぶ歩行空間のバリアフリー化について配慮した整備を進めます。

②交通安全の推進

交通安全の推進を図るため、道路反射鏡などの交通安全施設の適正な維持管理に努めます。また、市内交通事故の多くを占める自転車の安全利用を推進するため、周知・啓発を継続的に実施します。

③放置自転車の抑制

景観や通行の妨げにならないよう、放置自転車撤去を効果的に実施するとともに、自転車を放置しないよう意識向上を図ります。

④自転車活用の推進

自転車活用推進法に基づき、走行空間や自転車駐車場などを含めた自転車の活用方法について、総合的に検討します。

⑤駅前環境の整備

東小金井駅北口土地区画整理事業などによる、まちの変化に伴う交通状況や市民ニーズの変化を捉え、交通広場や駅周辺道路などを整備し、乗り継ぎなど鉄道とバスの効率的な接続を確保します。

⑥CoCoバスの充実

市内の交通状況や市民ニーズに対応し、社会情勢などを踏まえながら、CoCoバスの再編を進め、将来を見据えた持続可能な運行サービスの提供を図ります。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
市内を安全に移動できていると感じる市民の割合(アンケート)	49.2%	60.0%
市内の交通手段における利便性への満足度(アンケート)	46.7%	70.0%
交通事故死傷者数	173人	121人

2 地域と経済

施策8 防災態勢の整備

■ 目指す姿

私たち一人ひとりが災害に備え、互いに助け合うことのできる「人の輪」をつなげる、災害に強いまち

■ 現状

- 自助に関しては、防災教育・訓練や防災マップなどの広報活動による防災意識の啓発、また住宅内での安全確保はもとより、耐震助成やブロック塀等撤去助成を行うことで屋外にいる人の安全確保にも努めています。
- 共助に関しては、自主防災組織を結成しやすくすることで共助の体制を充実させるとともに、福祉避難所など、関係機関が連携した体制づくりも進めています。また、消防団への支援も行っています。
- 公助に関しては、水や食糧などの備蓄品の確保や帰宅困難者の受け入れ環境の整備、さらには自治体や民間事業者との災害協定の締結などに取り組んでいます。
- 武力攻撃災害への取組としてJアラートの一斉放送訓練の実施や、新型インフルエンザ等対策行動計画の策定と発生時の対応シミュレーションなど、様々な災害に備えて準備をしています。

■ 課題

- 防災意識の更なる向上が必要です
- 防災、災害復興の人材育成が必要です
- 地域の災害対応力の強化が必要です

写真等

写真等

■ 施策の方向性

① 防災訓練の充実

自助と共助の強化を目指した総合防災訓練の内容の見直しを行うとともに、災害対策本部設置訓練、初動態勢訓練、医療救護訓練、新型インフルエンザ等感染症防護訓練及びBCP検証訓練など、公助を強化する取組を進めます。

② 自主防災組織の充実

地域の自主的な防災活動に取り組む人材を広く市民から育成するため、自主防災組織のない町会や自治会などに結成を積極的に働きかけるとともに、既存自主防災組織の活性化や組織の人員増加を図ります。

③ 連携協力体制の強化

他の自治体や民間団体との災害協定の締結を推進するとともに、災害時受援計画及び応援計画を策定し、災害対応力の底上げを図ります。

④ 災害への備えの充実

地域防災力の充実強化のため、救助資機材など、消防団の装備の基準に適合した資機材を配備します。また、被災者のニーズに適応した備蓄品を備えることのできる備蓄倉庫の整備や消防水利の確保に努め、災害対策物資・設備の充実を図ります。

また、災害時における情報伝達能力の強化を図り、ソーシャルメディアなど多様な情報提供ツールの活用を行います。

さらに、まちの変化と連動し、地域防災計画を修正することで、災害発生に備えます。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
まち全体で災害への備えができていると感じる市民の割合(アンケート)	17.0%	30.0%
災害のための備蓄を行っている市民の割合(アンケート)	57.1%	70.0%
直近1年間で防災訓練に参加したことがある市民の割合(アンケート)	21.0%	30.0%

施策9 地域の安全・安心の向上

■ 目指す姿

防犯意識の向上、犯罪や消費者被害の未然防止などの推進、関係機関との防犯協力体制の構築により、安全で安心して暮らすことができるまち

■ 現状

- 市、警察、地域などが連携した防犯協力体制の構築を進めるとともに、こきんちゃんあいさつ運動や見守り運動、こがねい安全・安心メールでの広報など、地域に根差した安全活動を支援・促進しています。
- 犯罪を抑止する環境づくりとして、人的な体制構築とともに、街路灯のLED化により、防犯機能の向上を図るなど、都市の死角を排除することに努めています。
- 契約や製品情報など生活に身近な消費生活問題について、注意情報の発信のほか、各種講座を行うことで消費者被害の未然防止を図るとともに、具体的な事案の相談にも応じています。
- 今後増加が懸念される空家等に関しては、所有者に対して適切な管理に対する意識啓発や指導を行うとともに、相談に応じるための体制構築にも取り組んでいます。

■ 課題

- 新しい犯罪に対する周知が必要です
- 消費者被害の未然防止が必要です
- 空家等対策の促進が求められます

写真等

写真等

■施策の方向性

①個人・地域の防犯対策の推進

日々新しい手口の犯罪が行われる中、犯罪に関する情報を適宜発信し、また、様々な研修会などを通じて、私たち一人ひとりの防犯に対する意識を高めます。また、行政機関はもとより、事業者や地域とも役割を明確にした上で、防犯協力体制を充実させるとともに、犯罪を抑止する環境整備を行います。

②消費者被害の未然防止

複雑、多様化する消費生活問題に対して、今後も継続して情報提供を行うことで市民の関心を高めていきます。特に成年年齢の引下げにより18歳から親の同意を得なくても契約行為ができるようになるため、若年層への啓発事業を積極的に推進するとともに、悪質商法などによる被害を未然に防止するため、高齢者の見守り体制の構築を、福祉分野と連携して推進します。また、増加傾向にある消費生活相談に対応できる体制を維持するとともに、相談窓口である消費生活相談室の認知度向上を図ります。

③空家等対策の推進

管理が行き届いていない空家等を適切に管理するため、所有者の確認と管理の徹底を促すように努めます。同時に、賃貸用でも転売用でもない空家等を減少させるため、所有者などに対する相談機会の充実を図ります。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
犯罪などに対する取組や地域の体制に安全・安心を感じる市民の割合(アンケート)	31.4%	50.0%
犯罪発生件数	758 件	600 件
消費者啓発事業への参加人数	2,691 人	3,000 人

写真等

写真等

施策10 産業・観光の振興

■ 目指す姿

多様で豊かな市民力あふれる生活都市にふさわしい産業・観光の創出・育成に継続的に取り組み、地域の付加価値を高める、ふれあいと活力のあるまち

■ 現状

- イベントへの助成など、地域の商工業を支える商工会及び商店会の支援を行い、商工業の振興・安定を図っています。
- 東小金井事業創造センターや農工大・多摩小金井ベンチャーポートにおける創業支援を通じて、創業機運を高め、市内事業者の増加・市内定着に取り組んでいます。オフィスや交流・学習機会の提供のほか、小口事業資金の融資あっせんなど、資金面での支援も行っています。
- ハローワークなどと連携するほか、市独自にこがねい仕事ネットを通じて求人情報を提供し、就業機会拡大を図っています。
- 観光の推進、地域経済の発展及び文化の向上のため、中間支援組織としての機能を持った観光まちおこし協会が行う活動を支援しています。

■ 課題

- 中間支援機能の充実と連携の拡大が求められます
- インキュベーション施設入居企業の市内長期定着の促進が必要です
- 産業の担い手に対する各種支援事業の活用促進が必要です
- 就労支援策の充実が必要です
- 市内観光資源の創出・魅力発信が必要です

■ 施策の方向性

① 商工業の活性化

駅周辺の市街地再開発事業や土地区画整理事業などによる基盤整備とともに、商工会や観光まちおこし協会などの関係機関と連携し、商店会や事業者が自発的に取り組む活動を支援し、にぎわいの創出を図ります。

② 創業者を中心とした市内事業者の育成・支援

市内における創業件数の増加のため、東小金井事業創造センターを中心に創業機運の醸成を図るとともに、創業者の市内定着を促進します。また、小口事業資金融資あっせん制度の充実を図ることで、事業者の経営安定化と成長を支援します。

③ 就労支援の充実

関係課、ハローワーク、障害者就労支援センター、シルバー人材センターなどの関係機関との連携による就労に関する各種支援や、こがねい仕事ネットによる求人情報などの提供を行い、就労支援の充実と雇用の拡大を図ります。

④ 観光の推進

本市を訪れる交流人口を増やし、地域経済を循環させるとともに、市民満足度の向上、定住促進へとつなげるため、観光振興を図ります。観光まちおこし協会との連携やふるさと納税の活用などにより、地域の魅力の発掘・発信に取り組みます。それとともに、近隣自治体と連携し、エリアでの回遊性を高める事業を進めます。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
まちに活気があると感じる市民の割合(アンケート)	32.2%	40.0%
年間小売販売額	860 億 1,400 万円	維持
滞在人口率	0.85 倍	0.86 倍

写真等

写真等

施策11 都市農業の振興

■ 目指す姿

多面的機能を持つ農地の適正な保全を図り、有効活用することにより、都市と農地が共存し、市民生活を豊かにするまち

■ 現状

- 認定農業者などへの支援を始め、援農ボランティアの養成など、都市農業の担い手の確保・育成を行っています。
- 農業祭などのイベント、庭先販売所のPR、地場産野菜の学校給食への積極的な利用などを通じて、本市の農業を市民自身が知り、触れる機会をつくっています。
- 都市農地が適切に管理されるよう、計画的に農地パトロールを行い、適正な農地管理を促しています。
- 農地の多面的機能が発揮されるよう、防災の取組や市民が農業に触れる機会づくりなどに取り組んでいます。

■ 課題

- 都市農業の担い手の確保・育成が必要です
- 都市農業への理解や関心が必要です
- 食の安全・安心の確保が必要です

写真等

写真等

■ 施策の方向性

① 担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開

小金井農業の担い手として、農業者を支援するとともに、農地の賃借を促すことで新規参入者や企業などの新たな担い手を確保・育成します。また女性農業者に着目した取組を行います。同時に、農業経営の収益性の向上のため、生産性向上を目的とした農業関連施設整備や基盤整備を支援します。

② 多面的機能をいかした農地保全

防災や環境保全、また農業に触れる機会の提供など、農地が有する多面的機能を発揮することを支援し、農地の保全を目指します。そのため、市民農園、学童農園などの活用や、福祉や地域のコミュニティ形成を目的とした農商福連携などの取組を推進していきます。

③ 持続可能な農業生産の推進

食の安全性を確保し、農業生産を通じた環境負荷の低減などを目指した生産管理手法の普及を図ります。また、環境保全型農業に対する意識啓発を図ることで、持続可能性を高めていきます。それと同時に、学校給食や市内飲食店での地場産農産物の利用を促すことで地産地消を進め、農業経営の効率性を高めます。

④ 小金井農業の魅力発信

小金井市産農産物を使用した料理教室や収穫体験などの各種イベント、新鮮で安全な農産物を購入できる庭先販売所や江戸東京野菜などの広報、地域コミュニティ活動の「場」として農地を活用した新たな取組の紹介などを通じて小金井農業の魅力を発信し、市民の都市農業に対する理解や関心を高めるとともに、持続可能な都市農業の確立に向けた取組を推進します。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
これまでに小金井市産農産物を購入したことがある市民の割合(アンケート)	78.1%	80.0%
農業産出額	3.3 億円	4.0 億円
農業振興計画の達成率	67.0%	80.0%

3 子どもと教育

施策12 子どもの育ちの支援

■目指す姿

子どもの権利を保障し、安心して過ごせる居場所や様々な体験の機会を提供することで、生まれ育つ環境に左右されず、全ての子どもがいきいきと健やかに安心して暮らせるまち

■現状

- 子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を願って、平成21年に子どもの権利に関する条例を制定し、子どもの健やかな育ちの支援に取り組んでいます。
- 同条例を踏まえ、これまでソフト・ハード両面での「環境」の形成に努めており、市民団体とも連携し、児童館や公園、プレーパーク、校庭開放、放課後子ども教室などを進めています。
- 子どもが抱える困難への対応としては、様々な相談体制を整備し、関係機関などとの連携にも取り組んでいます。

■課題

- 中高生のニーズも含め多様な居場所の整備が必要です
- 自己を肯定できる経験・体験が必要です
- 子どもが相談しやすく、かつ迅速に対応できる体制づくりが必要です
- 子どもの権利に対する私たち一人ひとりの意識啓発が必要です

写真等

写真等

■施策の方向性

①子どもの居場所の提供

子ども自身の育つ権利を保障しながら、子どもたちがのびのびと過ごせ、仲間や異世代が気軽に集まり緩やかに交流でき、安全で安心して過ごせる居場所づくりを放課後子ども教室の開催回数の充実や児童館のあり方を含めた検討などを行いながら進め、多様な居場所を提供します。特に中高生に対しては、世代特有のニーズを捉えた居場所づくりについて検討します。

また、子どもの居場所の推進体制を整備するため、子どもの居場所に関するネットワークづくりを進めるとともに、関係者により子どもの居場所のあり方について継続的に検討します。

②豊かな体験や仲間づくりの支援

子どもがそれぞれの個性を伸ばし、自分らしく成長し、将来、社会の中で自己実現していくためには、子どもの頃に多種多様な出会いや体験を得ることが大切です。自然環境に恵まれた地域資源を最大限にいかし、自然とのふれあいや共同作業、芸術活動に触れるなどの経験の中で、自立に必要な力を身に付けられるよう、児童館や公民館、公園、プレーパークなどの子どもが過ごす場所や、体験講座など、豊かな体験や仲間づくりができる機会などを提供します。

③子どもの権利の保障

子どもの権利で一番大切なことは、その命とところを守ることです。迅速で適切な救済を図れるよう、子どもの声に寄り添い、子どもが安心して相談できる相談・救済体制の更なる充実を図ります。

また、子どもの権利を保障して、育ちを支えるため、市民一人ひとりが子どもの権利を大切に思い、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進め、いじめや虐待・体罰などによる子どもの権利侵害を防ぐため、未然防止と早期発見に努めるとともに、子どもたちの育ちを支えるための具体的な行動ができるように促していきます。

④子どもの社会参画と意思の尊重

子どもは自分に関係のある事柄について参加して自由に意見を表すことができる権利があります。社会の中で、自分の意思が尊重され、存在が認められることで、積極的に挑戦しようという自信が身に付きます。自分で考え、あるいは行動したことが現実に反映された体験は、予測困難な未来を生きる子どもたちが、能動的に考え、行動するための原動力となります。子どもの意見表明の場やボランティア活動を通して、社会参加や意見反映の機会を提供します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
子どもが育ちやすい環境だと思う市民の割合 (アンケート)	62.6%	80.0%
自分には良いところがあると思う小学生の割合 (全国学力・学習状況調査／文部科学省)	85.8%	100.0%
自分には良いところがあると思う中学生の割合 (全国学力・学習状況調査／文部科学省)	71.0%	75.0%

施策13 子育て家庭の支援

■ 目指す姿

子育て家庭を支える施設、体制を確保し、様々なニーズに応じた支援を行うとともに、特別な配慮を要する家庭にも、きめ細やかな支援を推進することで、家庭が安らぎと笑顔に満ち、子育ての楽しさ、喜びを実感できるまち

■ 現状

- 保育園などの新設や定員の拡充を通じて待機児童の解消に努めています。また、平成29年4月1日には市内初となる認定こども園を開設しています。
- 保育サービスの拡充については、令和元年11月21日から市内初となる病児保育事業を開始しています。
- 市内幼稚園については、施設数が減少しており、幼稚園の入園を希望されても、身近な地域での選択肢に限りがあるなど、市外の施設を利用する実態もあります。
- 学童保育の利用希望者は女性就業率上昇や就学児童数増加などを背景に上昇しており、これを充足できる受入れ環境の整備に努めています。
- 子どもの人口増加に伴って、児童手当や子どもに関する医療費助成は増加を続けており、義務教育就学児医療費助成の所得制限一部廃止ともあいまって、子育て世帯における経済的支援の役割は、拡大しつつあります。
- 子ども家庭支援センターのほか、児童館などを活用した子育て支援事業を実施しています。

■ 課題

- 保育園や学童保育所などの量的な充実が必要です
- 保育の質の維持・向上が必要です
- 認定こども園や子ども・子育て支援新制度幼稚園への移行支援などの充実が必要です
- 切れ目のない子育て支援の実施が必要です
- 困難を抱える家庭への支援の充実が必要です

■施策の方向性

①保育サービスの拡充

今後も共働き世帯の増加が見込まれるとともに、子育て世帯の転入数も増加傾向にあります。また、保育待機児解消に向けた取組も、より一層加速させる必要があります。

このため、増加・多様化する保育ニーズへの対応や保育の質の向上に向け、保育園などにおいて様々な視点から保育サービスの拡充を図ります。

学童保育所の運営・整備に当たっては、児童の安全性、保育の質に留意しつつ、緊急対応の必要などから優先的に保育環境の整備を進めます。

②幼稚園などへの支援

幼稚園児の保護者に係る経済的負担の軽減を図り、適切な幼児教育を受ける機会の確保に取り組むとともに、幼稚園の安定的な存続を支援します。また、認定こども園制度の活用や子ども・子育て支援新制度移行の希望に対して積極的に対応します。

③切れ目のない支援体制の充実

子どもを産み育てることへの不安を軽減するために、相談体制・情報提供などを充実します。特に母子の保健サービスを充実させることで、安心して育児ができ、子どもの健やかな成長を育むことを目指します。

④困難を抱える家庭への支援の充実

ひとり親家庭への相談や生活支援、特別な配慮が必要な子ども(障がい児など)の教育・保育ニーズへの対応、外国籍の子どもと家庭の支援など、きめ細やかな対応が求められる子どもや家庭への支援を充実させます。さらに、経済的な負担を軽減するための支援も充実させていきます。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
子育て家庭への支援が充実していると思う市民の割合(アンケート)	24.6%	50.0%
妊娠、出産、子育ての不安や悩みを周囲の人々や行政の窓口にご相談しやすい地域であると思う市民の割合(アンケート)	19.8%	40.0%

施策14 子育て・子育て環境の充実

■ 目指す姿

次世代の小金井市民を育てていくための地域環境を整備することによって、地域の様々な人々の関わりにより、安心して、楽しく、豊かな子育て・子育てができるまち

■ 現状

- 学校と地域が連携し、課外活動の一環として高齢者施設などでの職場体験やボランティア活動などに取り組んでいます。
- 児童館などにおいて自主活動グループを育成するほか、青少年健全育成地区委員会・子ども会育成連合会などの事業を助成することで、子どもが育つ環境整備を行っています。
- 子どもの育ちを支えるネットワークを形成するため、小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会の加入促進を行い、令和2年4月には81団体と増加してきています。

■ 課題

- 地域における学習と交流の場の充実が必要です
- 子どもの育ちを支援するネットワークの充実が必要です

写真等

写真等

■ 施策の方向性

① 地域の子育ち環境の整備

子どもたちが生きる力を育てていくためには、地域社会の中で様々な年齢の人たちと交流し、様々な生活体験、社会体験、自然体験を豊富に積み重ねることが大切です。そのために、地域社会における学習と交流を推進します。

② 地域での連携強化

多様な人々と地域で交わることを通じて子どもが育っていくために、また子育てに悩んでいる家庭に支援が届くよう、子育て活動団体などの間で相互の連携強化を図り、地域で支える体制を充実させます。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
地域における子育て・子育ち環境が充実していると思う市民の割合(アンケート)	29.5%	50.0%
地域で子どもに関係するイベント、交流、支援活動が活発に行われていると思う市民の割合(アンケート)	32.2%	60.0%

写真等

写真等

施策15 学校教育の充実

■目指す姿

一人ひとりの子どもが未来を創造する当事者として、活発な好奇心を持ち、創造的な課題発見・解決力を身に付けるとともに、健康で人間性豊かに育つための学校教育が充実しているまち

■現状

- 令和2年度から実施している新しい学習指導要領では、自ら学び、考え、行動し、自らの幸せと社会の幸せを実現する「創り手」を育てることを目指しています。
 - 教員の授業力向上に取り組むとともに、主体的・対話的で深い学びを目指した授業の実施に取り組んでいます。また情報活用能力が求められる中、ICT機器の効果的活用に取り組むほか、心の教育、体力向上、健康教育、食育、そして福祉教育の取組を推進しています。
 - 児童・生徒が抱える多様な課題などの対応のため、教育相談などの充実を図るために、教育相談所、もくせい教室の環境などの充実に取り組むとともにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置しています。
- また就学相談が増加している中、各市立小学校に特別支援教室を開設するとともに、専門相談員の設置など相談体制の充実や、関係機関と連携を図るなど、支援体制を整備しています。

■課題

- 主体的に学び、考え、行動する力の育成が必要です
- 健全な身体とこころの育成が必要です
- 子ども一人ひとりの困り事について適切な対応が必要です

写真等

写真等

■施策の方向性

①生きる力の確立・伸長

新しい学習指導要領において、教員の授業力の向上を継続的に図り、授業の質を維持・向上します。また、日本固有の伝統文化や国際社会、情報社会への理解を踏まえ、教育活動の充実を図ります。

さらに、地域に開かれた学校の推進のため、コミュニティ・スクールの仕組みをいかしながら、ボランティアを始めとする地域の教育資源を積極的に活用し、社会に開かれた教育課程の実現を目指し、学校と地域の連携・協働の推進を図ります。

②心身の発達を育む機会の創出

食育や運動・スポーツの更なる振興による身体の発達、そして道徳を中心とした学習を通じたこころの育成を心掛けることで、学力のみならず、身体とこころを豊かにし、知・徳・体がバランスよく育まれる機会をつくります。

③子ども一人ひとりの困り事に対する対応

児童・生徒一人ひとりの困り事に応じた支援を実施するため、教育相談、不登校支援、特別支援教育、就学相談業務を総合的に行うセンター機能を有した組織を設置し、「その子らしさを最大限伸ばす」ことを目的にチームとして継続した支援をすることができるようにします。

また、いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめをしない、させないように、児童・生徒、教員や保護者などの意識を高めるとともに、報告・相談がしやすい環境を整え、組織的に対応します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)		目標値(令和7年度)	
学校が楽しいと思う児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査／文部科学省)	小学校	85.6%	小学校	100.0%
	中学校	75.4%	中学校	100.0%
授業が分かると回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査／文部科学省)	小学校	87.3%	小学校	100.0%
	中学校	72.7%	中学校	100.0%

写真等

写真等

施策16 学校環境の整備

■ 目指す姿

安全で安心な学習環境の整備・充実に取り組むことで、児童・生徒が学習に集中することができ、豊かな学びと育ちを支える学校環境があるまち

■ 現状

- 学校施設の老朽化に対して、児童・生徒が利用する空間はもとより、バックヤードも含めて、設備の更新を計画的に行うことで環境を改善しています。
- 児童・生徒の安全確保のため、屋内運動場などの天井等落下防止対策や什器類の転倒防止、ガラスの飛散防止対策などを行いました。また、通学路の防犯カメラの設置などにも取り組み、登下校時も含めた安全対策を行っています。
- 学習環境の充実のため、ICT機器を活用した授業改善を進めることで、児童・生徒の学びと教職員の働き方の支援を並行して進めています。
- 効率的・効果的な老朽施設の再生方法を検討し、これに要するコストの縮減と平準化を図ることを目的として、学校施設の長寿命化計画を令和3年3月までに策定予定です。

■ 課題

- 学校施設の老朽化対策が必要です
- プログラミング学習のための環境整備が必要です
- 給付型奨学金制度継続の検討が必要です
- 児童・生徒数の推移に対する対応が必要です

写真等

写真等

■ 施策の方向性

① 学校環境の快適性、安全・安心の確保

児童・生徒の安全かつ安心な学習・生活環境を確保するため、学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)に基づく老朽化対策、トイレや冷暖房などの設備や給食調理設備の改善などを図ることで快適性を向上させます。

② 新しい学習活動に応じた環境整備

プログラミング教育の必修化を踏まえた児童・生徒用のICT機器を整備します。そのほか、時代に応じた学習活動に対応した環境を適宜整備するよう検討します。

③ 修学機会の確保

給付型奨学金制度の継続、ないしはその他の検討を進め、成績優秀かつ、経済的な困難を抱えた生徒・学生に対して、修学できるよう支援します。

④ 児童・生徒数の推移への対応

普通教室の整備のほか、児童・生徒数の推移に対して様々な方策で対応します。

また、学区域見直しについての議論を深め、これまで学校が築いてきた地域との関わりについて、合意形成を図った上で見直しを目指します。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
子どもが義務教育を受ける環境として学校施設が充実していると思う市民の割合(アンケート)	36.4%	60.0%
学校施設の長寿命化計画の達成率	—	11.0%
児童・生徒用のICT機器の充足率	7.0%	100.0%

写真等

写真等

4 文化と生涯学習

施策17 芸術文化の振興

■ 目指す姿

日常の中で芸術文化の鑑賞や体験の機会を得て、一人ひとりが個々の感性で芸術文化を主体的に楽しみ、心豊かに暮らしていけるまち

■ 現状

- はけの森美術館や市民交流センターなどの芸術文化施設での事業はもとより、市、アートNPO、大学などが連携する体制をつくり、本市の文化や環境資源をいかした事業を行っています。
- 市民交流センターでは、市立小中学校や福祉施設に出向くアウトリーチ活動を行っています。はけの森美術館においても連携事業を行っており、芸術文化に親しむ機会を広く提供しています。
- 市立小学校とは継続的に連携し、アーツ・イン・エデュケーションの仕組みづくりに取り組んでいます。あわせて、芸術文化の伝え手のスキルアップにも取り組んでいます。
- 芸術文化施設の安定的な管理・運営を行い、主体的な芸術文化活動の担い手を増やすために、その活動拠点として施設相互の連携を図っています。

■ 課題

- 市内施設、他自治体などとの連携を広げながら、事業を継続していくことが必要です
- 芸術文化施設の運営体制の充実が必要です

写真等

写真等

■施策の方向性

①継続的な芸術文化事業の推進

これまで取り組んできた事業や築いてきた体制を基盤として、社会情勢や経済動向、また芸術文化政策の動向を踏まえ、これからの社会・時代に沿った事業展開を継続的に行っていきます。その際、特に市立小中学校や福祉施設のアウトリーチ事業を行うことで、芸術文化に触れる機会を広く提供します。

②芸術文化施設間の事業連携

これまで築いてきた体制を継続するとともに、新たな連携先を開拓しながら、事業に関わる主体を増やすことで芸術文化活動を活発にしていきます。また、芸術文化振興計画に位置付けられた事業、市民交流センターでの事業、はけの森美術館の事業などの相互連携を図っていきます。

③専門性を背景とした展覧会の開催

はけの森美術館においては、所蔵作品及び主要な所蔵作品の作家である中村研一、中村と同時代に活躍した作家、また本市を含む多摩地域にゆかりの深い作家と、その作品などについて継続的に調査・研究を行い、その成果に基づき、様々な視点から作品を見る展覧会を継続して開催します。そのため、専門的な知識を持つ職員の配置や外部の専門機関との連携を検討します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
直近1年間で芸術文化の鑑賞や体験の機会を得たことがある市民の割合(アンケート)	48.6%	55.0%
芸術文化振興計画の達成率	—	80.0%

写真等

写真等

施策18 国際交流・都市間交流の推進

■ 目指す姿

国際交流事業や、友好都市三宅村を始めとした他自治体との交流を通じて、多文化共生社会への理解を深めるとともに、交流の輪を広げていくまち

■ 現状

- 本市では、市民団体が国際交流事業を行い、異文化理解の機会を提供しています。市においては、それら市民団体と定期的に情報交換を行い、連携して国際交流事業を行っています。
- 都市間交流については、特に友好都市である三宅村とは、市民団体と連携しながら、子どもから高齢者まで交流の機会をつくっています。

■ 課題

- 環境に応じた新しい事業の検討と、担い手の育成が必要です
- 国際交流や都市間交流への関心喚起が必要です

写真等

写真等

■ 施策の方向性

① 多様な人々が参加する事業の実施

関係する市民団体と情報交換を行い、本市の環境に合わせた新たな交流事業を実施します。そして、幅広い国籍・世代の人々が担い手となり、また事業参加者として交流ができるよう、市民団体との連携と広報を強化します。

② 国際交流・都市間交流への関心喚起

多くの市民の国際交流や都市間交流への関心を喚起するため、本市の事業だけでなく、市民や他の自治体などが行う交流活動も含め、広く交流機会を提供します。特に三宅村との交流については、相互に親しみを持ってもらえるように、市民団体が行う交流活動を支援します。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
直近1年間で異文化に触れる機会が増えたと思う市民の割合(アンケート)	11.2%	20.0%
交流事業参加人数	285人	310人

写真等

写真等

施策19 人権・平和・男女共同参画の尊重

■目指す姿

人権や平和に対する意識や、男女が互いに認め支え合う意識を高め、誰もが個人として尊重され平等に暮らせる、一人ひとりが輝いて生きることができるまち

■現状

- 市民憲章の趣旨に基づき、市民を対象とした人権講座や、市職員に対する人権研修を実施しています。
- 平和の大切さについて、世界連邦平和都市宣言や非核平和都市宣言の趣旨、小金井平和の日条例などに基づいた意識啓発を行っています。
- 男女平等都市宣言や男女平等基本条例に基づき、男女平等意識の啓発や、男女共同参画の推進を図っています。
- 男女平等社会の実現を目指し、(仮称)第6次男女共同参画行動計画の策定に取り組んでいます。

■課題

- 人権尊重の意識の醸成や、平和意識の世代継承が必要です
- 男女共同参画施策の総合的な推進が必要です

写真等

写真等

■施策の方向性

①人権尊重意識と平和意識の更なる啓発

これまでの事業を継続させつつ、世代を超えて途切れることなく人権尊重の意識を高めるための取組を行います。平和意識の啓発に関しても、次世代においても平和が引き継がれていくよう、特に若い世代の事業への参加率が上がるような工夫をします。

②男女共同参画の推進

誰もが個人として尊重され、個性と能力を発揮する機会が確保されるよう、あらゆる分野での男女共同参画の推進や多様性を認め合う社会への理解促進に努めていきます。そのために、各種啓発活動の実施、情報誌の作成、パートナーシップ制度の周知や、相談・各種支援事業の充実を図ります。あわせて、男女共同参画を推進するための活動拠点として、市の施設の有効活用を含め(仮称)男女平等推進センターの整備について検討していきます。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
人権・平和が尊重されていると感じる市民の割合(アンケート)	37.9%	45.0%
日常生活において男女が平等であると感じる市民の割合(アンケート)	36.6%	40.0%
人権・平和のイベント参加率	66.3% (平成30年度実績値)	75.0%
男女共同参画行動計画の達成率	—	80.0%

写真等

写真等

施策20 生涯学習の振興

■ 目指す姿

誰もが生涯を通じて学ぶことができる環境や機会を持ち、人生100年時代に向けて自己実現と地域貢献ができるまち

■ 現状

- 図書館や公民館などで市民による自主的な活動を支えるとともに、市民参加と協働による様々な生涯学習事業を実施しています。
- 学校と地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域の活性化を目指す地域学校協働活動の推進に向けて取り組んでいます。
- 市史を活用した情報発信や出版活動、名勝小金井(サクラ)などの歴史的文化遺産の保全や継承を進めるなど、郷土意識の喚起を行っています。

■ 課題

- 誰もが学びたいと思える機会を提供することが求められます
- 学びの成果を地域へいかす仕組みが必要です
- 都市で希薄化しがちな郷土意識の醸成が必要です

写真等

写真等

■ 施策の方向性

① 全市的な生涯学習活動の推進

図書館や公民館などにおける、市民による生涯学習活動を推進するために、生涯学習活動の拠点の整備を進めます。また、学校や市内の教育機関、近隣自治体などとの機能連携を図り、ニーズの多様化と生活圏の拡大に対応していきます。

② 生涯学習を通じた地域づくりの推進

生涯学習支援のネットワークづくりのため、市民や団体に情報発信を行い、市民活動支援や地域づくり機能を高めます。また、学びによって得た知識や経験を新たな地域活動につなげられるように、関係機関と連携し、支援するための仕組みづくりを推進します。そして、学校と地域が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるとともに、地域社会の活性化を目指します。

③ 幅広い郷土意識の喚起

多くの市民、特に若い世代における郷土に対する理解と愛情を深め、郷土意識を喚起していくため、文化財センター機能の活用を含めた文化財の保護・啓発事業及び市史編さん事業を充実させます。それとともに、本市のシンボルでもある名勝小金井(サクラ)復活事業を推進していきます。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
直近1年間で生涯学習を実践したことがある市民の割合(アンケート)	31.2%	40.0%
生涯学習推進計画の達成率	—	80.0%

写真等

写真等

施策21 スポーツの振興

■ 目指す姿

「豊かな生涯をスポーツとともに」を基本理念に、スポーツを気軽に親しむことができる環境や機会があり、誰もが楽しく元気に、仲間づくりを通して、生活の豊かさが向上されていくまち

■ 現状

- 総合体育館や栗山公園健康運動センターでは、平成21年度から指定管理者制度が導入され、市民サービスの向上が図られています。
- 近年の健康志向の高まりを受け、競技性を有するスポーツからレクリエーション的なスポーツまで、幅広いスポーツの機会を、指定管理者や関係団体との協働によって提供しています。また、子どもや障がい者に向けたスポーツの取組も行っています。

■ 課題

- スポーツができる場所や機会の充実が求められます
- スポーツに関わる人材育成が必要です

写真等

写真等

■ 施策の方向性

① スポーツ環境の整備・充実

施設の計画的な整備を進めつつ、学校体育館施設、民間や大学などが有する施設を市民に開放できるよう協議し、スポーツ環境がより一層充実することを目指します。

② スポーツ団体との連携強化

市民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブを支援するとともに、誰もがスポーツを楽しみ、親しむことができるよう、指定管理者や関係団体との連携を強化し、気軽に参加できる事業を実施していきます。

③ スポーツ振興のための人材育成

今後、事業を充実させていくためにも、スポーツ指導者を増やす必要があることから、指導者講習会を充実させていきます。また、本市に関係のあるスポーツ選手やチームと連携することで、子どもを中心とした市民の関心を高めるとともに、技術などの向上も図ります。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
週に1回以上スポーツを実施している市民の割合(アンケート)	52.6%	65.0%
市スポーツ施設の利用者数	536,458 人	600,000 人

写真等

写真等

5 福祉と健康

施策22 福祉のまちづくりの推進

■ 目指す姿

福祉における制度の枠組みを超え、地域の高齢者、障がいのある人、子どもなど全ての人々が支え合う体制・環境を実現することで、互いに助け合いながら安全・安心な生活を送ることができるまち

■ 現状

- バリアフリーの推進、避難行動要支援者への支援、権利擁護事業の推進、福祉オンブズマン制度や福祉サービス第三者評価の普及など福祉サービスの情報発信、サービスの適正化など、福祉のまちづくり対策を実施しています。
- 民生委員・児童委員や関係機関などの地域資源との連携による地域での生活を支える仕組みづくりの推進など、包括的支援体制の構築を図っています。
- 地域活動参加のきっかけづくりの推進、社会福祉協議会、社会福祉法人などの福祉団体との連携強化など、地域活動の活性化を図っています。
- 健康で文化的な生活を全ての市民が送れるよう、生活保護制度に基づく支援を適切に行っています。
- 自立した生活を確立するため、生活困難者に対する就労の支援を推進しています。
- 生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行っています。

■ 課題

- 民生委員・児童委員の担い手不足への対応が必要です
- 避難行動要支援者支援体制の構築が必要です
- 成年後見制度の利用の促進が必要です
- 適切な生活保護制度の実施が必要です
- 生活困窮者への支援強化が必要です

■施策の方向性

①民生委員児童委員協議会との連携

民生委員児童委員協議会に対し支援を行い、連携して高齢者などの見守りを充実していきます。民生委員・児童委員の欠員補充に注力し、民生委員・児童委員の役割を適正化して、負担軽減を図ります。

②避難行動要支援者支援

避難行動要支援者情報を適切に管理するとともに、対象者を把握して、平時の見守り及び普及啓発、災害時など緊急事態における支援体制の充実を図ります。

③市民参加と協働の周知への取組、地域福祉を担う人材の活動支援

幅広い世代が地域福祉や支援に参加できるようにする仕組みの構築を検討します。また、地域福祉を担う人材が活動を継続できるようにするため、支援方法を検討します。

④成年後見制度の利用促進

法令に基づいて成年後見制度利用促進基本計画を策定し、更なる成年後見制度の利用促進のための体制づくりに取り組みます。

⑤生活の保障

全ての市民が健康で文化的な生活を送ることができるよう、生活保護制度に基づいて、支援が必要な方を対象にして適切かつ公正な支援を行っていきます。

⑥地域生活課題の把握と情報共有の仕組み強化

生活困窮者の支援に関し、関係課、関係機関及び地域との情報共有に努め、現状把握とそれに対応した支援体制の連携強化を進めます。

⑦福祉総合相談窓口における支援体制の充実

福祉総合相談窓口においては、年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての方を対象に、各々が抱える地域生活課題の解決に向けた支援の体制を充実させます。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
困った時に地域で助け合える関係性を持っている市民の割合(アンケート)	46.1%	80.0%
地域福祉計画の達成率	40.0%	80.0%

施策23 高齢者の生きがいの充実

■ 目指す姿

高齢者の地域での社会参加を促進することで、生きがいを持ち続け、安心して暮らせるまち

■ 現状

- 地域社会とつながりを持ち、無理なく就労を望む高齢者に対し、シルバー人材センターを案内することで、高齢者の適性と能力に応じた就労機会を確保しています。また、将来のシルバー人材センターの機能移転を見据え、活動拠点を検討しています。
- 悠友クラブ(老人クラブ)への助成を通じ、生きがいを高める活動、健康づくり事業などを支援し、高齢者の社会参加の活性化を図っています。
- 各種事業や給付により、高齢者が豊かな老後を過ごすことができるよう、高齢者の自立生活の支援や仲間づくり、介護予防を図るとともに生きがいと健康増進の諸活動を推進しています。
- 元気な高齢者が高齢者福祉施設などでボランティアをした際に、さくらカードと交換可能なポイントを付与する介護支援ボランティアポイント事業を実施して、活動を促進しています。
- 高齢者が知識や経験をいかし、地域社会の担い手として他世代と共に活動できる様々な場と機会の充実を図っています。

■ 課題

- シルバー人材センターの更なる雇用創出が求められます
- 悠友クラブ(老人クラブ)の会員数確保に向けた更なる支援が必要です
- サービス、事業の利用者、ボランティア活動の促進が必要です

写真等

写真等

■施策の方向性

①高齢者の社会参加による地域の担い手の確保

高齢者に対し、シルバー人材センターを活用して就労をしていただくことで、社会参加、生きがいづくりを促すとともに、高齢者の知見、経験を地域づくりにより活用できるよう、地域の担い手の確保に努めます。

②高齢者の生きがいづくりへの支援

悠友クラブ(老人クラブ)への助成を継続実施することで諸活動を支援します。また、高齢者いきいき活動の一層の充実により、超高齢社会において高齢者が明るく、豊かに、前向きに過ごせるような環境づくりを支援します。

③自立のための環境づくりと活動できる場所や機会の拡大

高齢者自立支援住宅改修給付事業及び日常生活用具給付事業の利用促進を図り、高齢者が自立して生活することのできる環境を整えます。また、生きがいを持って生活するために、地域のボランティアとして活動できる場所や、生きがいのための活動機会を拡大します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
直近1年間で社会活動・ボランティア活動に参加したことがある高齢者の割合(アンケート)	29.9%	35.0%
介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の達成率	—	80.0%

施策24 高齢者が暮らし続ける仕組みの充実

■ 目指す姿

医療や介護の専門職だけではなく市民主体の生活支援の取組なども支援することで、高齢者が住み慣れた場所で自立した生活が続けられ、いつまでも自分らしく暮らすことができるまち

■ 現状

- 健康生活づくりの推進のため、小金井さくら体操(小金井市介護予防体操)の参加促進や内容の充実を図るとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の推進に向けて取り組んでいます。
- 在宅生活支援の充実のため、地域包括支援センターを高齢者福祉向上のための拠点とし、同センターの安定的な運営を支援しています。また、高齢者保健福祉サービスの充実や住まいに関する支援体制の整備を図っています。
- 認知症の方やその介護者への支援として、地域で支えるまちづくりのための周知活動・支援者養成、対象者に対する直接的なサービス給付及び家族など介護者の負担軽減につながる事業などを実施しています。
- 生活支援体制を整備するため、地域課題の抽出や課題に対する解決策を検討するとともに、高齢者の居場所となるカフェ・サロンなどの地域資源の開発・周知を実施しています。
- 高齢者権利擁護のため、関係機関と連携し、高齢者虐待の防止や成年後見制度の活用などを推進しています。
- 民生委員・児童委員や見守り協定締結事業者などの地域資源と連携し地域での生活を支える仕組みづくりを推進するなど、包括的支援体制の構築を図っています。
- 日本年金機構と連携し、制度改正に迅速に対応した国民年金手続きなどに伴う窓口・相談体制の充実を図りました。

■ 課題

- 各種事業に関する市民の認知度向上が必要です
- 高齢者施策について分野を超えた取組が必要です
- 2040年を見据えた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進が必要です
- 日本年金機構・年金事務所との連携が必要です

■施策の方向性

①介護予防や自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

高齢者の自立した生活の継続のため、健康教育、小金井さくら体操を始めとした既存事業の充実を図るとともに、平成28年度から実施している介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。

②地域包括支援センターとの連携強化及び運営支援

高齢者福祉向上のための拠点として機能を発揮するため、市との連携を強化し、運営協議会などを活用しながら業務の見直しを行い、地域包括支援センターの機能強化と負担軽減などを図ります。

③関係機関との連携推進

在宅生活を安心して継続できるようにするため、医療・介護連携について市医師会などの協力を得てICTの活用や多職種連携研修などの実施により推進します。

④地域ケア会議の開催・活用

地域包括ケアシステムを基軸とする生活支援体制の整備などを進め、生活圏域ごとの課題抽出や市レベルの政策課題の提言を求めため、個別・小地域・市レベルと重層的に地域ケア会議を開催します。

⑤年金受給者の諸手続の利便性向上に向けた取組の推進

日本年金機構との法定受託事務、協力連携事務以外でも市民の利便性に繋がる諸手続などを受付できるよう検討します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
高齢者が暮らしやすい地域であると思う市民の割合(アンケート)	41.2%	50.0%
認知症サポーター養成者数	6,751人	8,850人

写真等

写真等

施策25 障がい者福祉の充実

■ 目指す姿

障がい者の生活・就労支援、地域における交流の場を設けることへの支援を通じ、障がいのある人もない人もそれぞれが尊厳ある一人の市民として自立し、住み慣れた地域で共に支え合うことにより、安心して暮らしていけるまち

■ 現状

- 障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成30年10月に障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例を施行しています。
- 市民一人ひとりが福祉に対する理解を深められるよう、様々な啓発活動などに取り組んでいますが、日常的に障がいのある人と障がいのない人が交流する機会が少ない状況です。
- 障害者就労支援センターなどを通じて一般就労の促進に努めていますが、障害者計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査では18～29歳までの正規雇用を希望している人は半数弱であり、実際に正規雇用をされている人は2割強しかおらず、少ない状況です。
- 子どもの能力や発達状態に適した指導を実施していますが、関係機関による就学相談や進路相談などの相談体制の充実、周りの子どもたちの理解を深めるような交流機会を増やしていくことが望まれています。
- 居住生活の支援をするサービスのニーズが高く、障がいの重度化、高齢化、親亡き後を見据え、安心して暮らし続けるための基盤の充実が望まれています。

■ 課題

- 共生社会実現に向けた意識の啓発が必要です
- 障がい者の就労支援が必要です
- 障がいのある子どもが地域で暮らし続けるための関係機関の連携が必要です
- 地域生活支援拠点などの整備が必要です

■施策の方向性

①市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり

地域に住む全ての人(障がいのある人もない人も)が住みやすく暮らしやすい社会を築いていくため、障がいの特性や障がいのある人を理解し交流できる福祉の意識づくりを推進します。

②障がいのある人の社会参加や就労に向けた自立の基盤づくり

障がいのある人自身が社会活動や就労へ積極的に参加でき、一人ひとりの能力と意思がいかされるよう、本人の立場に立った主体性・自立性を尊重する自立の基盤づくりを目指します。

③障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり

障がいの発生時期や原因は様々であるため、医療・保健とも連携し、疾病や障がいの早期発見や、適切な治療・リハビリテーションを行うことで、障がいの予防や軽減を目指します。

④誰もが気持ち良く共に暮らせる環境づくり

障がいのある人を取り巻く物理的障壁・制度的障壁・情報面の障壁・意識上の障壁を取り除き、自由に社会参加できる、障がいのある人にやさしいまちづくりをすることで全ての人が住みやすいと思えるまちを目指します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域であると思う市民の割合(アンケート)	29.0%	55.0%
障害福祉計画の達成率	—	80.0%

写真等

写真等

施策26 健康の維持・増進

■ 目指す姿

生活習慣病と健康づくりに関する正しい情報の普及と共有により、私たちが生涯を通じて健康的で質の高い生活を送ることができるまち

■ 現状

- がんの早期発見のため、受診機会を拡大し、利便性を向上するとともに、特定健診の案内にがん検診の案内を同封するなど、受診の促進に向けての周知の徹底に努めています。
- 生活習慣病の予防、健康増進など、健康に関する正しい知識の普及及び健康的な生活習慣の実践と継続の促進を図るため、独自健診、健康づくりフォローアップ指導や健康講演会及び健康相談を実施しています。
- 乳幼児期から高齢期まで歯の健康を保つため、乳幼児歯科相談室、妊婦歯科健診、成人歯科健診、口腔機能評価を実施しています。
- 妊娠中の不安解消や、母子の健康を守るため両親学級や妊婦面談、妊婦健診などを実施しています。出産後は新生児訪問や乳幼児健診を実施し、乳幼児の心身の発達を確認しています。
- 地域の医療機関の協力を得ながら、小児救急体制を含めた救急医療体制、休日診療、休日準夜診療体制を維持しました。令和元年度からは、休日薬局の委託を開始しています。
- 国民健康保険データヘルス計画・国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づき、保健事業を実施し、被保険者の健康維持・増進を図っています。
- 後期高齢者医療制度として、生活習慣病の重症化予防及び被保険者の健康保持・増進を目的とした健康診査事業を実施しています。

■ 課題

- 母子保健活動の充実が必要です
- 関係団体と連携し、市民の健康維持・増進を推進する体制づくりが必要です
- より良い生活習慣のため、食生活と歯の健康の充実と保健事業の利用促進が必要です
- 健診(検診)などの参加者の増加に向けて実施体制の強化及び周知方法の改善が必要です
- 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定的運営が必要です

■ 施策の方向性

① 母子保健活動の充実

市民の健康づくりを推進するとともに、母子保健分野においては安心して育児ができ、子どもの健やかな成長を育むことを目指すために保健活動を充実させます。

② 医療体制及び相談体制の充実

誰もが安心して医療を受けることができるよう医療体制を充実させます。また、関係機関との連携による相談体制の充実を図ります。

③ 保健事業の充実

生活習慣病予防と重症化予防のため、各種健康診査・保健指導、がん検診、食育やその他保健事業の充実に努めるとともに、予防接種事業など感染症予防を進めます。

④ 健診(検診)情報の発信

健康診断などの更なる受診につなげるため、効果的で機会を捉えた周知・勧奨を実施します。

⑤ 医療保障制度の充実

安心して医療を受けることができるように、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全で安定した財政運営に努めます。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
自身は健康であり、日常生活に支障はないと感じる市民の割合(アンケート)	75.8%	80.0%
食育の取組で、主食・主菜・副菜がそろっている栄養バランスの取れた食事に気を付けている市民の割合(アンケート)	80.8%	90.0%
定期的に地域・職場などの健康診断を受けている市民の割合(アンケート)	86.5%	90.0%

写真等

写真等

6 行政運営

施策27 市民参加・協働の推進

■ 目指す姿

多様な市民の意思を市政に取り入れることで、私たちみんなの力で地域課題を解決するまち

■ 現状

- 市民参加推進会議の提言を受け、審議会委員選出時の無作為抽出の導入など、新たな市民参加の手法を検討し、実現に向けて取り組んでいます。
- パブリックコメントや市民意向調査については、必要な事案を選択し、適切に市民の意見を聴いています。また、市民ニーズを庁内で共有し、市政に反映させるため、市民からの意見・要望などをEメールやファクシミリなどで聴取する「市民の声」制度を実施するとともに、無作為抽出の市民への意向調査「市長への手紙」を実施しています。
- 協働事業提案制度により、それぞれの団体が持つ強みをいかしながら、協働して地域課題に取り組んでいます。また、実施した協働事業については、毎年度公表しています。
- 協働の拠点となる(仮称)市民協働支援センターの開設に向けた検討をしています。

■ 課題

- 幅広い世代における市民参加の推進が必要です
- 市職員の市民参加・協働意識の更なる醸成が必要です
- 誰もが利用しやすい(仮称)市民協働支援センターの開設と新たな協働事業を創出する制度が必要です
- 協働を進めるための核となる人材の育成と市民参加・協働の情報発信が必要です
- 町会、自治会などの加入の促進が必要です

写真等

写真等

■施策の方向性

①幅広い世代が参加できる仕組みづくり

若者世代や子育て世代の市政への参加を増やすため、参加しやすい仕組みを検討します。また、市民参加と協働について、私たちの意識の更なる醸成に努めます。

②協働の場づくり、人づくり

協働に関する認知度を高め、きっかけを生み出すため、協働の拠点となる(仮称)市民協働支援センターの開設やコーディネートできる人材を育成して、取組の普及と促進を図ります。

③新たな協働の制度の構築

協働を一層推進するためのインセンティブとなるような新たな協働制度を検討します。

④町会、自治会などの加入率の促進

それぞれの町会、自治会などの意向も踏まえつつ、町会、自治会などの加入率を向上させるための新たな方策を検討します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
「地域課題の解決に向けて、市民もまちづくりに参加している」と思う市民の割合(アンケート)	21.0%	50.0%
直近1年間で地域活動に参加したことがある市民の割合(アンケート)	26.1%	50.0%

写真等

写真等

施策28 積極的な情報発信

■ 目指す姿

開かれた市政を実現し、私たちの小金井市の魅力を広く発信することで、誇りや愛着の醸成された、多くの人から選ばれるまち

■ 現状

- 市政情報について、市報、ホームページ、ツイッターなど、状況に応じた媒体を活用した発信や、必要に応じたパブリシティを行うとともに、個人情報保護制度及び情報公開制度の適正な運用に努めています。
- オープンデータの利活用に向けて、市職員の知識向上のために研修を実施しています。
- シティプロモーション基本方針の下、ターゲットを絞った効果的な魅力発信を行うため、20歳代後半から30歳代までの市民や学生と連携する仕組みづくりに取り組んでいます。

■ 課題

- 積極的な情報発信に対する意識の醸成が必要です
- オープンデータ公開に対する知識の向上が必要です
- シティプロモーションの効果的な推進が必要です

写真等

写真等

■施策の方向性

①広報活動の充実

ICTを積極的に活用して、市民生活の向上に資するよう、正確で分かりやすく、タイムリーな情報発信を進めます。

②個人情報の適正な管理と情報公開の推進

市職員への研修の充実などにより、引き続き個人情報保護制度と情報公開制度の適正な運用に努めます。

③オープンデータ公開件数の充実

行政のデータは誰でも自由に使えるデータであるという考え方にに基づき、市のデータをオープンデータとして東京都オープンデータカタログサイトに掲載し、公開件数を徐々に増やしていきます。

④市民との連携によるシティプロモーションの推進

小金井市の魅力発信を市民と市が連携して継続的に運用できる仕組みを構築し、一体となった取組を進めるなど、シティプロモーションの連携の幅を拡大していきます。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
市報やホームページなどで必要な行政情報が入手できていると感じる市民の割合(アンケート)	52.8%	65.0%
小金井市公式ツイッターのフォロワー数	5,822 人	6,400 人

写真等

写真等

施策29 計画的な行財政運営

■ 目指す姿

長期総合計画に基づく施策を着実に実施し、持続可能な行財政運営と市民サービスの維持・向上を実現するまち

■ 現状

- 施策マネジメントを実施して、計画的な施策の進捗管理と推進を図っています。
- 本市の行政拠点であり、市民サービスの中核を担う庁舎と、地域共生社会の拠点となる(仮称)新福祉会館を同じ敷地に一体の施設として整備し、総合的サービス提供の基盤となる庁舎等複合施設建設事業を推進しています。
- 施設類型ごとの基本方針に沿った個別施設計画の策定を進めるとともに、その内容を踏まえた公共施設等総合管理計画の改定に取り組んでいます。
- 学童保育所委託、学校施設管理業務委託、市民課窓口委託などの民間委託を進めています。
- 多様な任用形態の活用などの働き方改革、第2次人材育成基本方針(改訂版)に基づく人材育成を進めています。
- 一部事務組合の設立、公共施設の相互利用、災害協定の締結など様々な分野での連携・協力を図りながら、広域行政に取り組んでいます。

■ 課題

- 計画の進捗に向けたPDCAサイクルの強化が必要です
- 公共施設マネジメントの推進が必要です
- 民間の力をいかした新たな公民連携の推進が必要です
- 行政事務へのICTの更なる利活用が求められます
- 人材の高度化と組織の見直しが必要です

写真等

写真等

■施策の方向性

①計画的な自治体経営の推進

長期総合計画に基づいて着実かつ最適に施策を推進していくために、施策マネジメントの改善に加えて、新たな事務事業評価の実施によりPDCAサイクルの強化を図り、より計画的・効果的・効率的な自治体経営を推進します。また、個別の行政計画においても、適切な進行管理を進めます。

②庁舎等複合施設の建設

庁舎等複合施設の建設において、新庁舎建設基本計画及び(仮称)新福祉会館建設基本計画の基本理念の実現を図り、市の総合的サービスの提供基盤を築きます。

③公共施設マネジメントの推進

統一的な点検診断結果に基づく要修繕箇所の洗出しなどに取り組むとともに、市民サービスの維持・向上及び持続可能な財政基盤の確立につなげるため、公共施設マネジメントを推進します。

④持続可能な財政運営の実現

持続可能な財政運営を実現するため、長期的な財政を見通しつつ、計画的な行財政運営を推進します。また、更なる歳入の確保及び歳出の適正化を図り、単なる委託・外部化だけではなく民間の強みをいかしていく公民連携アウトソーシングなどの行財政改革を推進します。

⑤ICTの更なる利活用

市民サービスの維持・向上及び行政事務の効率化を目指すため、Society5.0時代の到来を視野に、サービスの受け手である市民も意識したAIやRPAといったICTの利活用、行政事務のデジタル化及びセキュリティ対策の充実などを推進します。

⑥活力ある機能的な組織づくり

本市の将来像の実現に向けた組織づくりのため、コンプライアンスの推進とともに、人材育成や働き方改革、組織改革による組織の活性化を進めます。

⑦連携をいかした行政運営の実現

一部事務組合や広域連合、公共施設の相互利用、災害協定などの広域連携、教育機関や事業者との各種連携など、これまで行ってきた様々な形態での連携を引き続き活用して、効果的・効率的な行政運営を行っていきます。また、自治体クラウドなど新たな分野での連携についても検討していきます。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
行財政運営に対する満足度(アンケート)	18.6%	25.0%
前期基本計画の達成率	—	80.0%
行財政改革プランの達成率	—	80.0%

第3部 小金井市まち・ひと・しごと 創生総合戦略

小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1)まち・ひと・しごと創生総合戦略とは

目的

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国全体における急速な少子高齢化が進む中で、人口減少に歯止めをかけ、住みよい環境を確保し、将来にわたって活力のある日本社会を維持するために制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づく計画です。

平成27年度に第1期の総合戦略(平成27年度～令和元年度。令和元年度に第1期の総合戦略を令和2年度までの計画として1年延伸)を策定し、今回は第2期(令和3年度～令和7年度)となります。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	
総合戦略(第1期)						延伸	総合戦略(第2期)				

第5次基本構想・前期基本計画における位置付け

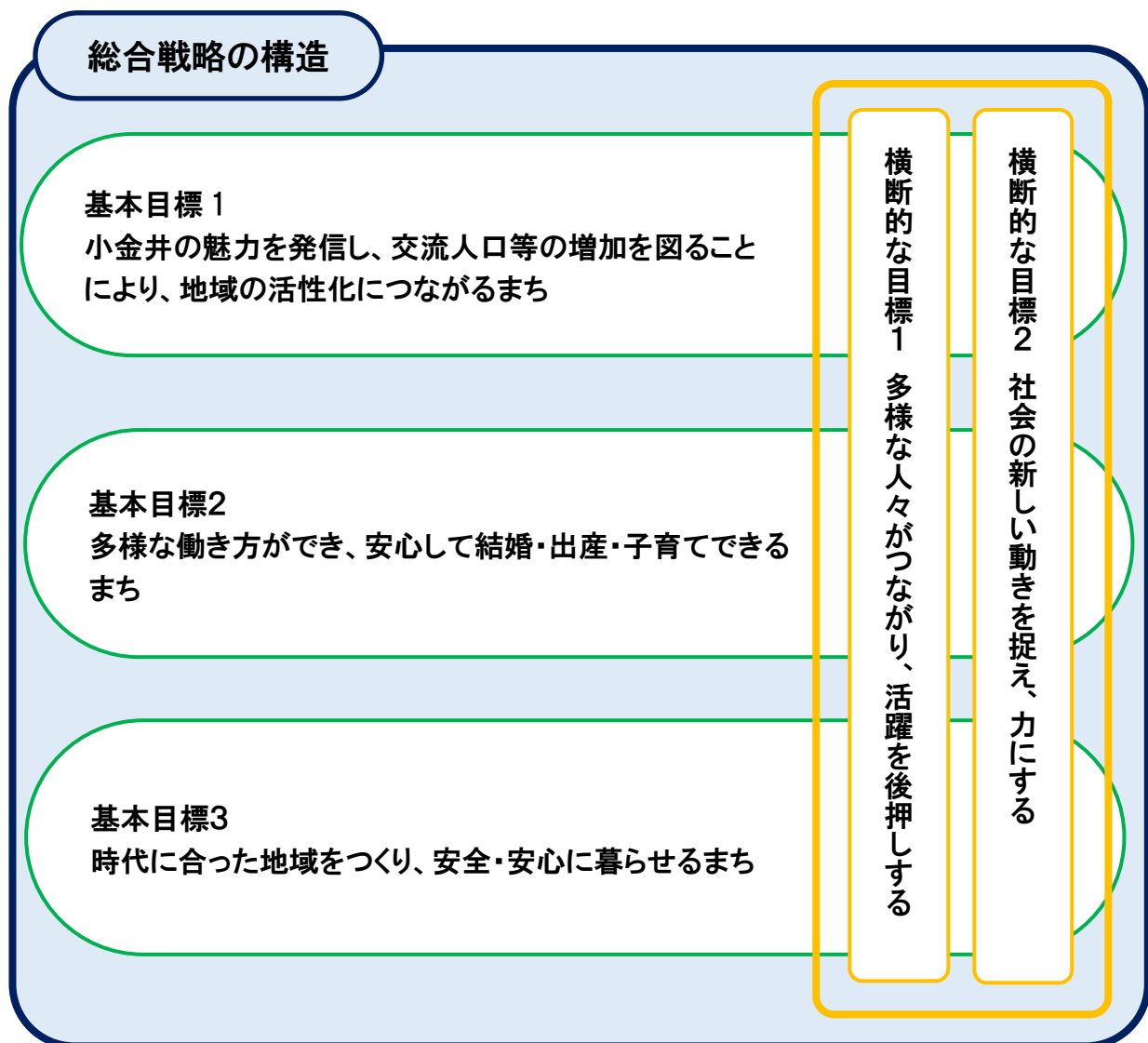
長期的には本市においても人口が減少に転じると予想される中、定住人口の維持とともに、地域産業の活性化や交流人口・関係人口の増加等により、持続的な自治体運営を可能にしていくことが求められます。そのため、基本構想・基本計画と総合戦略を一体的に進めていくことが有効であるという認識の下、第5次基本構想・前期基本計画からは一体的なつくりとしています。

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
第5次基本構想									
前期基本計画 (総合戦略(第2期)を含む。)					後期基本計画 (総合戦略(第3期)を含む。)				
実施計画			実施計画		実施計画			実施計画	

総合戦略の構造

第1期の総合戦略では、国及び東京都のまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、3つの基本目標を掲げてきたところですが、総合戦略は将来を見据えた中長期的な視点に立って策定していることから、第2期の総合戦略においても、基本的にはこの3つの基本目標を引き継ぎます。また、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、新たに2つの横断的な目標を掲げます。

なお、第1期の総合戦略では、基本目標のほかに施策の基本的方向等を定めていましたが、第2期の総合戦略では、第5次基本構想・前期基本計画と統合し、前期基本計画及びそれに紐づく個別の計画・事業と一体的に推進します。



(2)3つの基本目標と数値目標

基本目標1 小金井の魅力を発信し、交流人口等の増加を図ることにより、地域の活性化につながるまち

自然環境・住環境という従来の強みを生かしながら、駅周辺を中心としたまちのにぎわいの創出や回遊性の向上、小金井らしい地域産業の育成を通じて地域を活性化し、小金井の魅力を形成します。さらにその魅力を市内外に広く発信することで、市外から人を呼び寄せるとともに、徐々に地域とのつながりを深めていく関係人口の増加へつなげ、住民の地域への関心も高めていきます。また、地域の担い手を増やししながら、更なる地域活性化を図るとともに長期的には移住・定住につなげることを目指します。

数値目標

- 市内滞在人口の増加(初期値)
- 市内3駅の1日平均の乗客数の増加(初期値)

基本目標2 多様な働き方ができ、安心して結婚・出産・子育てできるまち

将来にわたって安定した人口構成を維持するためのまちづくりを推進するため、若い世代が安心して結婚・出産・子育てができるような支援や環境の整備を図ります。さらに、子育て・子育ての観点からのみならず、保護者が子育てをしながら働きやすいワークスタイルをとることができるよう、長期的な視野に立ち、多様な働き方を実現できる社会の実現を目指します。

数値目標

- 若者・子育て世代(15歳～39歳)の転入超過数の増加(初期値)
- 地域における子育て・子育て環境が充実していると思う市民の割合の増加(初期値)

基本目標3 時代に合った地域をつくり、安全・安心に暮らせるまち

時代に合った地域をつくり、安全・安心を暮らしの基礎と捉え、生活環境の整備や防災・防犯の取組を進めます。それとともに、市民一人ひとりが自己充足を得る場としても、時代に合わせた地域における人と人とのつながりに根差した地域コミュニティの形成を図ります。それを通じて、誰もがいきいきと健康で、安全・安心に暮らすことのできるまちを目指します。

数値目標

- まち全体で災害への備えができていると感じる市民の割合の増加(初期値)
- 犯罪等に対する取組や地域の体制に安全・安心を感じる市民の割合の増加(初期値)

(3)2つの横断的な目標

横断的な目標1 多様な人々がつながり、活躍を後押しする

小金井に住み、働き、訪れる人たち、そして間接的でも地域との関わりを持ってアクションを起こす人々、そして団体や事業者が、小金井における地方創生の担い手です。年齢や国籍、障がいの有無にとらわれることなく、様々な分野の人々がつながり、知識やノウハウを持ち寄って、まちを活性化し、地域課題を解消していくことこそが求められる姿です。そのため本市は、多様な人々がつながり、個々の力を発揮し、活躍することを後押しします。

横断的な目標2 社会の新しい動きを捉え、力にする

Society5.0の実現に向けた技術は、自動化により人手不足を解消することができるとともに、地理的・時間的制約を克服することが可能です。また、AIやIoT、ビッグデータなどの技術がもたらす変化はもとより、働き方改革や人生100年時代といった政策動向も変化をもたらします。一方、空家等や貧困、環境問題のような課題が変化をもたらすこともあります。ポジティブとネガティブにかかわらず、社会の新しい動きはチャンスとなり得るものです。そこで本市では、外部の人材・組織の知見も得ながら、社会の動きに目を配り、地方創生を推進する力に変えていきます。

また、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体適正化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができるため、SDGsを原動力とした地方創生を推進していきます。

(4)総合戦略の基本目標と前期基本計画における各施策との関係

総合戦略における各基本目標と前期基本計画における各施策を整理すると次のようになります。

前期基本計画	総合戦略	基本目標	基本目標	基本目標
		1	2	3
施策1	みどりと水の環境整備	●		
施策2	循環型社会の形成	●		
施策3	環境保全の推進	●		
施策4	市街地の整備	●		
施策5	住環境の整備	●		
施策6	都市インフラの整備	●		
施策7	交通環境の整備	●		
施策8	防災態勢の整備			●
施策9	地域の安全・安心の向上			●
施策10	産業・観光の振興	●	●	
施策11	都市農業の振興	●		
施策12	子どもの育ちの支援		●	
施策13	子育て家庭の支援		●	
施策14	子育て・子育て環境の充実目指す姿		●	
施策15	学校教育の充実		●	
施策16	学校環境の整備		●	
施策17	芸術文化の振興	●		
施策18	国際交流・都市間交流の推進	●		
施策19	人権・平和・男女共同参画の尊重		●	
施策20	生涯学習の振興			●
施策21	スポーツの振興			●
施策22	福祉のまちづくりの推進			●
施策23	高齢者の生きがいの充実			●
施策24	高齢者が暮らし続ける仕組みの充実			●
施策25	障がい者福祉の充実			●
施策26	健康の維持・増進			●
施策27	市民参加・協働の推進	●	●	●
施策28	積極的な情報発信	●	●	●
施策29	計画的な行財政運営	●	●	●

付属資料

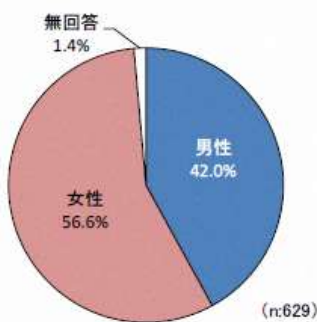
1 市民意向調査の概要

市民の皆さんが、市政に対してどのような要望をお持ちなのか、今後の市政運営において何を重要と考えているのかを把握するため、平成30年度(実施期間:平成30年7月19日～8月13日)に市民意向調査を行いました。

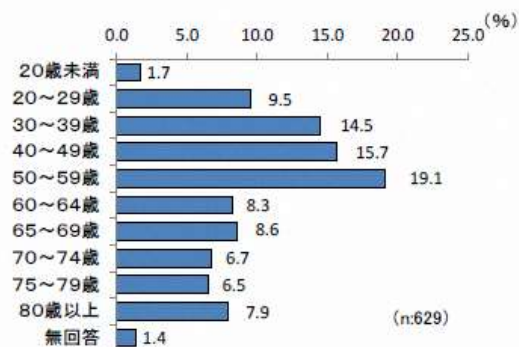
調査は、市内在住の満18歳以上の男女2,000人を無作為に抽出し、調査票を郵送して、ご回答をいただきました。調査票の有効回答数は629人(有効回答率31.5%)でした。

調査結果(まとめ)

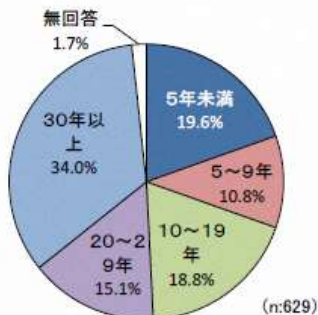
■性別



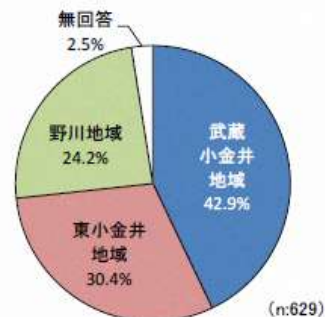
■年齢



■居住年数



■居住地

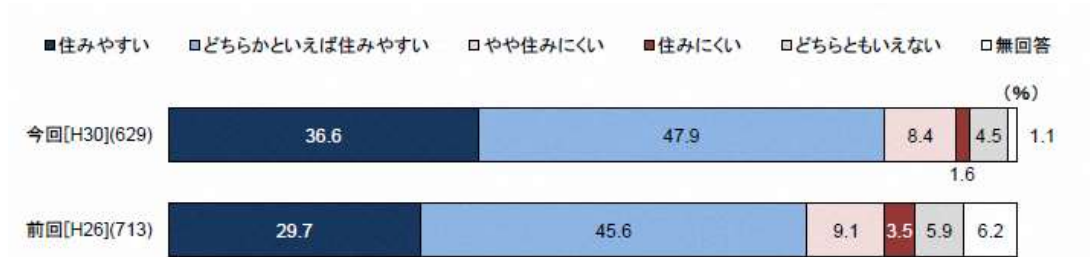


施策の満足度・重要度

- 満足度が高い項目としては、「みどりと水」(78.4%)、「住宅・住環境」(54.9%)、「道路・河川」(39.6%)となっています。満足度が低い項目としては、「ごみとまちの美化」(46.2%)、「財政・財務」(40.0%)、「計画的行政」(38.0%)となっています。
- 重要度の高い項目としては、「ごみとまちの美化」(89.2%)、「みどりと水」(82.7%)、「健康・医療」(80.1%)となっています。
- 重要度が高いにもかかわらず満足度が低い施策は、「ごみとまちの美化」、「幼児教育」、「財政・財務」の3施策となっています。

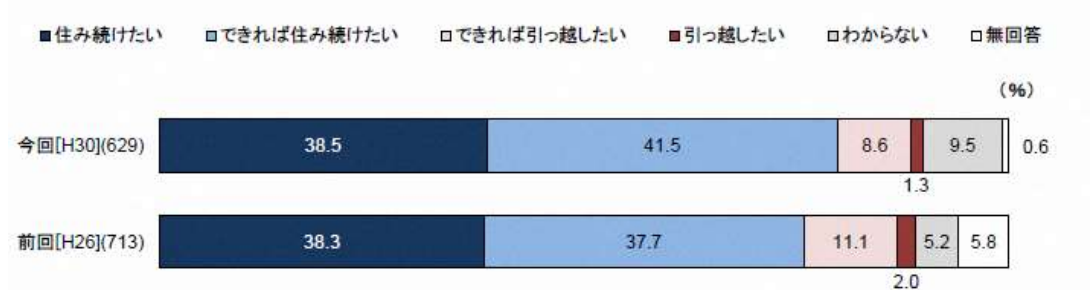
住みやすさ

○「住みやすい」(36.6%)と「どちらかといえば住みやすい」(47.9%)を合わせて84.5%が肯定的な回答をしており、前回調査の肯定回答率(75.3%)よりも9.2ポイント高くなっています。

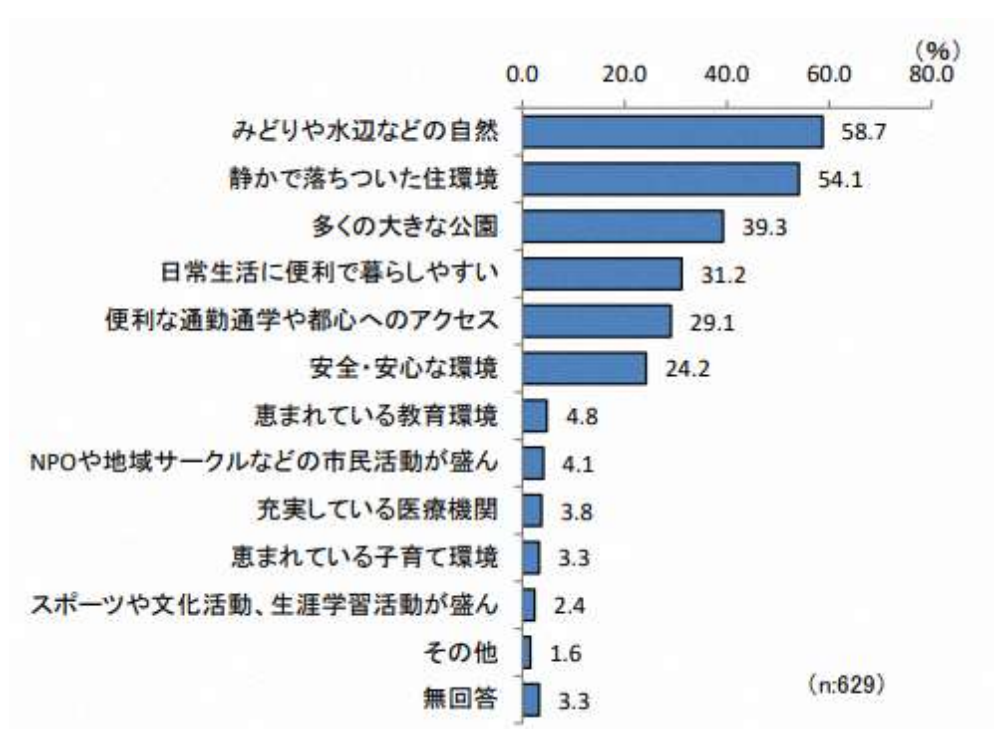


定住意向

○「住み続けたい」(38.5%)と「できれば住み続けたい」(41.5%)を合わせた80.0%が肯定的な回答をしており、前回調査の肯定回答率(76.0%)よりも4.0ポイント高くなっています。



小金井市のよいところ・自慢したいところ



2 中期財政計画の概要

第5次基本構想・前期基本計画の目標と施策の確実な実現に向け、将来の行財政運営、予算編成の指針として活用するものです。

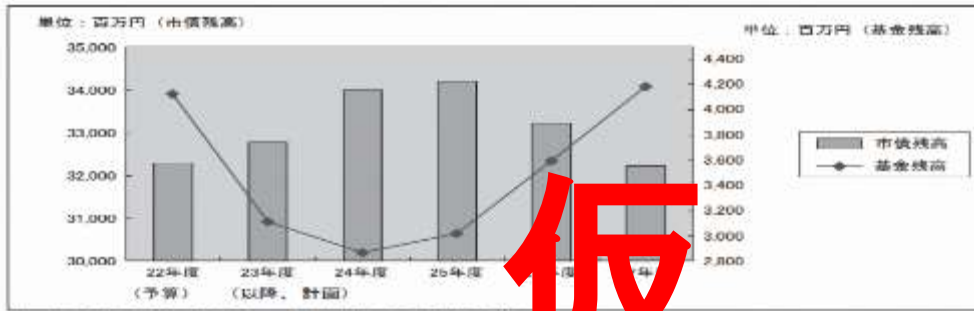
このため、第5次基本構想・前期基本計画の計画期間(令和3～7年度)の歳入・歳出を一定の条件で次のように推計しました。

令和3～7年度財政計画表(歳入・歳出)

(単位：千円・%)

項目	年度	平成22年度 (予算)	平成23年度(計画)			平成24年度(計画)		
			総額	増減	前年比 増減率	総額	増減	前年比 増減率
歳入	1 地方税	19,059,000	19,822,000	763,000	4.0	20,132,000	310,000	1.6
	2 地方譲与税	179,000	180,000	1,000	0.6	183,000	3,000	1.7
	3 利子割交付金	120,000	122,000	2,000	1.7	125,000	3,000	2.5
	4 配当割交付金	43,000	44,000	1,000	2.3	63,000	19,000	43.2
	5 株式等譲渡所得割交付金	25,000	26,000	1,000	4.0	36,000	10,000	38.5
	6 地方消費税交付金	1,017,000	1,027,000	10,000	1.0	1,037,000	10,000	1.0
	7 自動車取得税交付金	70,000	71,000	1,000	1.4	71,000	0	0.0
	8 地方特例交付金	201,000	165,000	△ 36,000	△ 17.9	165,000	0	0.0
	9 地方交付税	0	0	0	—	0	0	—
	10 交通安全対策特別交付金	14,000	14,000	0	0.0	14,000	0	0.0
	小計	20,728,000	21,811,000	1,083,000	5.2	21,826,000	1,015,000	4.7
	11 分担金負担金	505,000	950,000	△ 445,000	△ 88.1	792,000	△ 103,000	△ 11.5
	12 使用料手数料	990,000	990,000	0	0.0	990,000	0	0.0
	13 国都支出金 (うち投資的経費)	10,687,000 (3,340,000)	9,177,000 (2,255,000)	△ 1,510,000 (△ 1,107,000)	△ 14.1 (△ 33.1)	10,441,000 (3,169,000)	941,000 (936,000)	9.9 (41.9)
	14 寄附財産収入	135,000	40,000	△ 95,000	△ 70.4	38,000	△ 2,000	△ 5.0
	15 繰入金	2,124,000	1,272,000	△ 852,000	△ 40.1	758,000	△ 514,000	△ 40.4
	16 繰越金	300,000	500,000	200,000	66.7	500,000	0	0.0
	17 諸収入	186,000	186,000	0	0.0	186,000	0	0.0
18 地方債	5,702,000	2,897,000	△ 2,805,000	△ 49.2	3,714,000	817,000	28.2	
歳入合計	41,357,000	37,751,000	△ 3,606,000	△ 8.7	39,245,000	1,494,000	4.0	
歳出	1 人件費	7,852,000	7,155,000	△ 697,000	△ 8.9	6,976,000	△ 179,000	△ 2.5
	2 扶助費	7,062,000	7,175,000	113,000	1.6	7,279,000	104,000	1.4
	3 公債費	2,759,000	2,865,000	106,000	3.8	2,960,000	95,000	3.3
	小計	17,673,000	17,195,000	△ 478,000	△ 2.7	17,215,000	20,000	0.1
	4 物件費	6,248,000	6,479,000	231,000	3.7	6,542,000	63,000	1.0
	5 維持補修費	184,000	189,000	5,000	2.7	194,000	5,000	2.6
	6 補助費等	3,944,000	3,982,000	38,000	1.0	3,976,000	△ 6,000	△ 0.2
	7 積立金	129,000	258,000	129,000	100.0	508,000	250,000	96.9
	8 投資及び出資金貸付金	1,000	1,000	0	0.0	1,000	0	0.0
	9 繰出金	3,503,000	3,493,000	△ 10,000	△ 0.3	3,509,000	16,000	0.5
	10 投資的経費	9,624,000	6,154,000	△ 3,470,000	△ 36.1	7,300,000	1,146,000	18.6
11 予備費	51,000	0	△ 51,000	△ 100.0	0	0	—	
歳出合計	41,357,000	37,751,000	△ 3,606,000	△ 8.7	39,245,000	1,494,000	4.0	

市債残高及び基金残高の推移



※22年度は第4回補正(平成22年12月議決)後の年度末残高要込み
 ※毎年の決算で剰余金が出た場合には、安定した財政運営のため、基金に繰り入れを行う必要があります。

(単位：千円・%)

項目	年度	平成25年度(計画)			平成26年度(計画)			平成27年度(計画)		
		総額	増減	前年比増減率	総額	増減	前年比増減率	総額	増減	前年比増減率
歳入	1 地方税	20,367,000	235,000	1.2	20,596,000	229,000	1.1	20,668,000	72,000	0.3
	2 地方譲与税	184,000	1,000	0.5	186,000	2,000	1.1	188,000	2,000	1.1
	3 利子割交付金	126,000	1,000	0.8	128,000	2,000	1.6	130,000	2,000	1.6
	4 配当割交付金	63,000	0	0.0	64,000	1,000	1.6	65,000	1,000	1.6
	5 株式等譲渡所得割交付金	37,000	1,000	2.8	37,000	0	0.0	38,000	1,000	2.7
	6 地方消費税交付金	1,048,000	11,000	1.1	1,058,000	10,000	1.0	1,069,000	11,000	1.0
	7 自動車取得税交付金	72,000	1,000	1.4	73,000	1,000	1.4	74,000	1,000	1.4
	8 地方特例交付金	165,000	0	0.0	165,000	0	0.0	165,000	0	0.0
	9 地方交付税	0	0	0.0	0	0	-	0	0	-
	10 交通安全対策特別交付金	14,000	0	0.0	14,000	0	0.0	14,000	0	0.0
	小計	22,076,000	250,000	1.1	22,121,000	245,000	1.1	22,411,000	90,000	0.4
	11 分担金負担金	299,000	△ 493,000	△ 62.2	299,000	0	0.0	298,000	△ 1,000	△ 0.3
	12 使用料手数料	990,000	0	0.0	990,000	0	0.0	990,000	0	0.0
	13 国都支出金 (うち投資的経費)	10,348,000 (2,951,000)	△ 93,000 (△ 218,000)	△ 0.9 (△ 6.9)	9,402,000 (2,106,000)	△ 946,000 (△ 845,000)	△ 9.1 (△ 28.6)	9,366,000 (1,997,000)	△ 36,000 (△ 109,000)	△ 0.4 (△ 5.2)
	14 寄附財産収入	38,000	0	0.0	38,000	0	0.0	38,000	0	0.0
	15 繰入金金	353,000	△ 405,000	△ 53.4	0	△ 353,000	△ 100.0	0	0	-
	16 繰越金	500,000	0	0.0	500,000	0	0.0	500,000	0	0.0
	17 雑収入	186,000	0	0.0	184,000	△ 2,000	△ 1.1	187,000	3,000	1.6
	18 地方債	2,771,000	△ 943,000	△ 25.4	1,779,000	△ 992,000	△ 35.6	1,466,000	△ 313,000	△ 17.6
歳入合計	37,561,000	△ 1,684,000	△ 4.3	35,513,000	△ 2,048,000	△ 5.5	35,256,000	△ 257,000	△ 0.7	
歳出	1 人件費	6,615,000	△ 361,000	△ 5.2	6,274,000	△ 341,000	△ 5.2	6,187,000	△ 87,000	△ 1.4
	2 扶助費	7,373,000	94,000	1.3	7,458,000	85,000	1.2	7,545,000	87,000	1.2
	3 公債費	3,059,000	99,000	3.3	3,261,000	202,000	6.6	2,989,000	△ 272,000	△ 8.3
	小計	17,047,000	△ 168,000	△ 1.0	16,993,000	△ 54,000	△ 0.3	16,721,000	△ 272,000	△ 1.6
	4 物件費	6,842,000	300,000	4.6	6,714,000	△ 128,000	△ 1.9	6,743,000	29,000	0.4
	5 維持補修費	199,000	5,000	2.6	204,000	5,000	2.5	210,000	6,000	2.9
	6 補助費等	3,972,000	△ 4,000	△ 0.1	3,967,000	△ 5,000	△ 0.1	3,947,000	△ 20,000	△ 0.5
	7 積立金	511,000	3,000	0.6	573,000	62,000	12.1	590,000	17,000	3.0
	8 投資及び出資金貸付金	1,000	0	0.0	1,000	0	0.0	1,000	0	0.0
	9 繰出金	3,575,000	66,000	1.9	3,658,000	83,000	2.3	3,730,000	72,000	2.0
	10 投資的経費	5,414,000	△ 1,886,000	△ 25.8	3,403,000	△ 2,011,000	△ 37.1	3,314,000	△ 89,000	△ 2.6
11 予備費	0	0	-	0	0	-	0	0	-	
歳出合計	37,561,000	△ 1,684,000	△ 4.3	35,513,000	△ 2,048,000	△ 5.5	35,256,000	△ 257,000	△ 0.7	

3 人口ビジョン

第5次基本構想・前期基本計画の前提となる、将来的な人口推計は以下のとおりです。なお、第5次基本構想・前期基本計画は、総合戦略と一体的に策定していることから、人口推計は総合戦略の方針に則り、2020年から2060年までの期間で推計を行っています。

推計手法

人口推計では0～115歳の年齢別人口を、1年ごとにコーホート要因法を用いて武蔵小金井地区、東小金井地区、野川地区それぞれで推計し、市域全体の推計はそれらを合計しました。毎年の0歳児の人口は、15～49歳の5歳階級ごとの出生数を、各階級の合計特殊出生率に基づいて算出し、合計することで得ています。

○推計期間	2020年～2060年
○基準人口	2020年●月●日(住民基本台帳)
○出生率	過去の実績から合計出生率の平均値(1.12)が期間中一定に推移すると仮定
○移動率	今後10年間で人口の移動が全体的に減少すると想定し、2011～2019年の転入・転出状況を基準として、2031年までかけて半減し、その後は一定に推移すると仮定

仮

人口推計 ※文章、グラフは現在の総合戦略のものです。

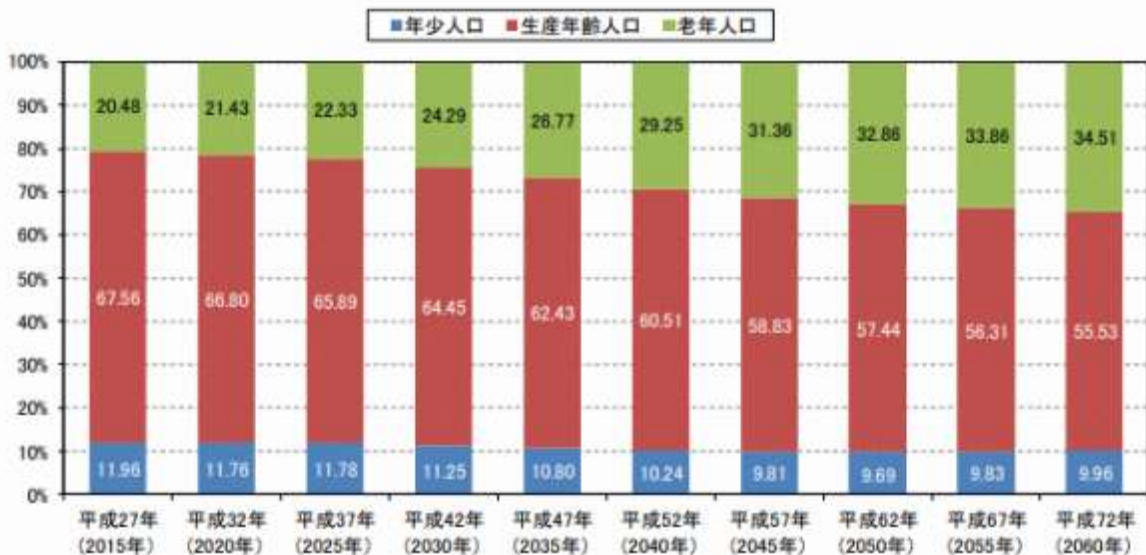
人口は、平成35年(2023年)の120,012人をピークとして減少します。平成72年(2060年)の推計人口は99,800人となり、平成27年(2015年)よりも約1.8万人減少します。



人口構成の変化 ※文章、グラフは現在の総合戦略のものです。

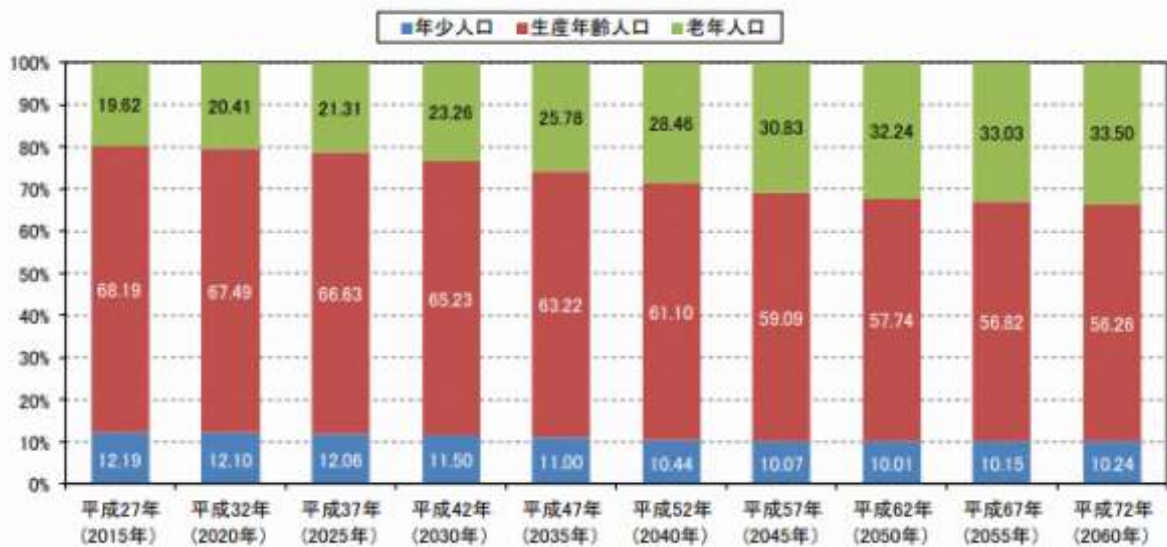
5年ごとに年齢3区別の人口推移をみると、平成62年(2050年)まで65歳以上(老年人口)が増えます。0～14歳(年少人口)は平成37年(2025年)まで、15～64歳(生産年齢人口)は平成32年(2020年)まで増加しますが、その後、減少に転じます。

年齢3区別の割合では年々、高齢化率が上昇し、平成57年(2045年)には30%を超えます。また、出生数が増えないなか、人口増加につながっていると考えられる20歳代前半の転入者も少なくなることが影響しているものと推察されます。



地区別の人口推計 ※文章、グラフは現在の総合戦略のものです。

①武蔵小金井地区



②東小金井地区



③野川地区

仮




















4 SDGsと長期計画

(1)SDGsとは

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2015年9月の国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指すべき社会として掲げており、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、全ての国に適用される普遍的な目標となっています。

 目標1(貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
 目標2(飢餓)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
 目標3(保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
 目標4(教育)	すべての人の包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を提供する。
 目標5(ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
 目標6(水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
 目標7(エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
 目標8(経済成長と雇用)	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
 目標9(インフラ、産業化、イノベーション)	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
 目標10(不平等)	各国内及び各国間の不平等を是正する。
 目標11(持続可能な都市)	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
 目標12(持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確立する。
 目標13(気候変動)	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
 目標14(海洋資源)	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
 目標15(陸上資源)	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
 目標16(平和)	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々の司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
 目標17(実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

SDGsの17の目標

SDGsは持続可能な世界を実現するための17の目標及び169のターゲットから構成されており、経済・社会・環境の側面から、バランスがとれ統合された形で達成することとしています。

日本では、2016年12月に国において「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が決定され、基礎自治体に対してSDGsの達成に向けた取組が求められ、翌2017年には地方創生にSDGs達成の観点を取り入れるという考え方が示されました。

(2)各施策とSDGsの関係

今後10年にわたる将来像「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」の実現を目指す第5次基本構想・前期基本計画は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目標とするSDGsと大きく関連しています。各施策がSDGsのどの目標の達成に貢献するかを整理し、達成に向けて取り組みます。

	目標1 	目標2 	目標3 	目標4 	目標5 	目標6 
施策1 みどりと水の環境整備						●
施策2 循環型社会の形成				●		●
施策3 環境保全の推進			●			●
施策4 市街地の整備						●
施策5 住環境の整備			●			●
施策6 都市インフラの整備						●
施策7 交通環境の整備			●			
施策8 防災態勢の整備	●					
施策9 地域の安全・安心の向上						
施策10 産業・観光の振興	●				●	
施策11 都市農業の振興		●				
施策12 子どもの育ちの支援	●		●	●	●	
施策13 子育て家庭の支援	●		●		●	
施策14 子育て・子育て環境の充実	●		●	●	●	
施策15 学校教育の充実	●		●	●	●	
施策16 学校環境の整備	●			●		
施策17 芸術文化の振興				●		
施策18 国際交流・都市間交流の推進						
施策19 人権・平和・男女共同参画の尊重	●			●	●	
施策20 生涯学習の振興				●	●	
施策21 スポーツの振興			●	●		
施策22 福祉のまちづくりの推進	●		●			
施策23 高齢者の生きがいの充実	●		●			
施策24 高齢者が暮らし続ける仕組みの充実			●			
施策25 障がい者福祉の充実	●		●			
施策26 健康の維持・増進		●	●		●	
施策27 市民参加・協働の推進	●	●	●	●	●	●
施策28 積極的な情報発信	●	●	●	●	●	●
施策29 計画的な行財政運営	●	●	●	●	●	●

目標7	目標8	目標9	目標10	目標11	目標12	目標13	目標14	目標15	目標16	目標17
				●		●		●		●
●				●	●	●	●			●
●		●		●		●	●	●		●
				●	●	●		●		●
				●						●
		●		●						●
		●		●						●
				●		●				●
	●	●		●	●					●
	●			●	●	●		●		●
			●							●
	●		●							●
	●	●	●	●						●
										●
										●
										●
	●		●						●	●
	●			●						●
			●	●						●
	●			●						●
			●	●						●
			●	●						●
			●	●						●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

5 市の憲章・諸計画一覧

(1)市の憲章・宣言

■憲章

No.	名称	策定年月
1	市民憲章	昭和54年3月20日
2	高齢者憲章	平成6年9月7日

■宣言

No.	名称	策定年月
1	世界連邦平和都市宣言	昭和35年10月3日
2	交通安全都市宣言	昭和37年3月14日
3	非核平和都市宣言	昭和57年4月1日
4	ゆとり宣言	平成2年9月27日
5	男女平等都市宣言	平成8年12月3日
6	いじめのないまち小金井宣言	平成24年10月1日

(2)第5次基本構想・前期基本計画に関連する主な計画等

(令和2年4月1日現在)

1 環境と都市基盤

No.	名称	担当課	策定年月
1	環境配慮指針	環境政策課	平成19年2月
2	環境行動指針	環境政策課	平成19年3月
3	緑の基本計画	環境政策課	令和3年3月予定
4	第3次環境基本計画	環境政策課	令和3年3月予定
5	環境保全実施計画	環境政策課	令和3年3月予定
6	地球温暖化対策地域推進計画	環境政策課	令和3年3月予定
7	一般廃棄物処理基本計画	ごみ対策課	令和2年3月
8	公共下水道プラン	下水道課	平成23年3月
9	都市計画マスタープラン	都市計画課	令和4年3月予定
10	バリアフリーのまちづくり基本構想	まちづくり推進課	平成20年3月
11	住宅マスタープラン	まちづくり推進課	令和4年3月予定

2 地域と経済

No.	名称	担当課	策定年月
12	国民保護計画	地域安全課	平成19年3月
13	地域防災計画	地域安全課	平成27年3月
14	農業振興計画	経済課	令和3年3月予定
15	産業振興プラン	経済課	令和3年3月予定

3 子どもと教育

No.	名称	担当課	策定年月
16	のびゆくこどもプラン 小金井 (第2期子ども・子育て支援事業計画)	子育て支援課	令和2年3月
17	(仮称)第3次明日の小金井教育プラン	庶務課	令和3年3月予定

4 文化と生涯学習

No.	名称	担当課	策定年月
18	(仮称)第6次男女共同参画行動計画	男女共同参画担当	令和3年3月予定
19	第2次芸術文化振興計画	コミュニティ文化課	令和3年3月予定
20	第4次生涯学習推進計画	生涯学習課	令和3年3月予定

5 福祉と健康

No.	名称	担当課	策定年月
21	第2期保健福祉総合計画	地域福祉課	平成30年3月
22	地域福祉計画	地域福祉課	平成30年3月
23	健康増進計画(第2次)	健康課	平成30年3月
24	障害者計画	自立生活支援課	平成30年3月
25	第6期障害福祉計画	自立生活支援課	令和3年3月予定
26	第8期介護保険・高齢者保健福祉総合事業 計画	介護福祉課	令和3年3月予定

6 行政運営

No.	名称	担当課	策定年月
27	公共施設等総合管理計画	企画政策課	平成29年3月
28	(仮称)行財政改革プラン2025	行政経営担当	令和3年3月予定
29	シティプロモーション基本方針	広報秘書課	令和元年5月
30	(仮称)第3次人材育成基本方針	職員課	令和3年3月予定
31	協働推進基本指針	コミュニティ文化課	平成20年2月

6 策定の経過

(1)策定経過概要

H30年度					R元年度			R2年度		
4月	5月	7月	12月	3月	5月	7月	11月	6月	7月	3月
長期総合計画策定本部設置	長期総合計画策定方針策定	市民意向調査	こが☆カフェ	長期総合計画討議要綱策定	子ども懇談会 事業者・団体ヒアリング	1839会議 高校生世代ワークショップ	市民懇談会	パブリックコメント	答申	基本構想・前期基本計画を策定
										
										

(2)市民参加の歩み

第5次基本構想・基本計画の策定に当たっては、平成30年度から令和2年度にかけて市民の皆さんから御意見を聴く機会(市民参加機会)を設けてきました。

No	名称	概要
1	市民意向調査	市民 2,000 人を対象として、市民のニーズや課題を把握することを目的として実施した。基本計画の施策の満足度・重要度についても調査した
2	学生アンケート	本市が協定を結ぶ大学及び専門学校の学生 1,400 人を対象として、本市のイメージ等を把握するために実施した。
3	芸術文化振興計画推進事業(学校連携事業)	市内小学校(3校)において、授業の中で本市の未来を創造した作品を創作した。その活動を通じて小学生の考える本市の未来を把握することを目的とした。
4	こが☆カフェ	市民と市職員が、本市のイメージや求めるまちの姿、市民ができることを考えるためにワールドカフェ方式で実施した。
5	子ども懇談会	市内中学校(全5校)の生徒が、基本構想において示す10年後の本市の将来像について検討するために実施した。あわせて、本市の良いところについて意見を聴いた。
6	1839会議	ライフステージの大きな変化がある18歳～39歳の市民を対象として、本市に住み続けるために必要なことについて、意見を聴くために実施した。
7	高校生世代ワークショップ(アオハルカイギ)	高校生世代(市内高等学校の生徒を含む。)を対象として、大人になっても本市に住み、また訪れる人を増やすため、本市の魅力を検討するために実施した。
8	事業者・団体ヒアリング	市内で活動するNPO法人、KO-TOで起業・創業している事業者など、市民活動や経済活動を行う団体を対象として、各々の観点での本市の課題や今後の展望、市に求める支援等を把握するために、アンケートやヒアリングにより意見を聴取した。
9	市民懇談会	第5次基本構想(案)について広く意見を得るため、長期総合計画審議会委員から基本構想の説明を行い、市民と意見交換を行った。
10	パブリックコメント	第5次基本構想・前期基本計画(案)について、広く市民からメールや郵送等で意見を伺った。

市民参加機会概要(抜粋)

4 こが☆カフェ

- 開催日時 平成30年12月8日(土)13時～16時
- 開催場所 市民会館 萌え木ホール
- 参加人数 44人(一般29人、市役所職員8人、東京農工大学生7人)



5 子ども懇親会

- 開催日時 令和元年5月22日(水)16時～17時
- 開催場所 本庁舎3階 第一会議室
- 参加人数 中学生19人(各校3～4人)



6 1839会議

- 開催日時 令和元年7月6日(土)13時～15時30分
- 開催場所 市民会館 萌え木ホール
- 参加人数 24人



7 高校生世代ワークショップ(アオハルカイギ)

■開催日時 令和元年7月17日(水)17時～19時30分

■開催場所 市民会館 萌え木ホール

■参加人数 30人



9 市民懇談会

■開催日時 (第1回) 令和元年11月16日(土) 17時30分～19時

(第2回) 令和元年11月17日(日) 14時～15時30分

■開催場所 本庁舎3階 第一会議室(両日とも)

■参加人数 (第1回) 15人、(第2回) 14人



7 審議会等

(1) 小金井市長期計画審議会

氏名	選出区分	任期	所属起草委員会
上原 和	学識経験者 その他	令和元年6月28日から答申まで	環境と都市基盤 地域と経済
高野 博美			子どもと教育 福祉と健康
中村 彰宏			子どもと教育 福祉と健康
森 文香			子どもと教育 福祉と健康
柳沢 昂			文化と生涯学習 行政運営
石塚 勝敏			子どもと教育 福祉と健康
杉中 清良			子どもと教育 福祉と健康
南 恵子			環境と都市基盤 地域と経済
吉田 晶子			文化と生涯学習 行政運営
渡邊 嘉二郎◎			環境と都市基盤 地域と経済
竹之内 一幸○			文化と生涯学習 行政運営
柴田 彩千子			文化と生涯学習 行政運営
浅野 智彦	教育委員会委員		子どもと教育 福祉と健康
松嶋 あおい	農業委員会委員		環境と都市基盤 地域と経済
後藤 広治	行政機関の職員	令和元年6月28日から令和2年3 月31日まで	環境と都市基盤 地域と経済
細見 明彦		令和2年4月1日から答申まで	環境と都市基盤 地域と経済
住野 英進		令和元年6月28日から答申まで	文化と生涯学習 行政運営

◎会長 ○職務代理者

(2)小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進委員会

平成30年4月1日から令和2年3月31日まで

氏名	選出区分	任期
松本 敏朗	公募市民	平成30年4月1日から令和2年3月31日まで
鴨下 明子		
橋田 壤志		
沼崎 明大	関係団体等	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
山本 彩子		平成31年4月1日から令和元年11月30日まで
三島 雄介		令和元年12月1日から令和2年3月31日まで
本間 紀行		平成30年4月1日から令和2年3月31日まで
小宮 貴大		
小川 順弘○		
渡邊 嘉二郎◎	学識経験者	
天野 建司	行政機関の職員	

◎委員長 ○副委員長

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

氏名	選出区分	任期
○○ ○○	公募市民	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
○○ ○○		
○○ ○○		
○○ ○○	関係団体等	
○○ ○○		
○○ ○○		
○○ ○○	学識経験者	
○○ ○○		
○○ ○○	行政機関の職員	

◎委員長 ○副委員長

8 庁内検討体制

小金井市長期総合計画策定本部

市長、副市長、教育長及び部長職者で構成される会議体であり、長期総合計画に係る総合調整を行う。

小金井市長期総合計画策定専門部会

課長職者で構成される会議体であり、小金井市長期総合計画策定本部の下に設置され、実施上の課題等を検証し、素案について検討する。

小金井市長期総合計画策定研究会

係長職者を中心とした若手職員から構成される会議体であり、小金井市長期総合計画策定専門部会の下に設置され、本部及び部会の検討に資する協議を行う。

小金井市まち・ひと・しごと創生本部

市長、副市長、教育長及び部長職者で構成される会議体であり、小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る総合調整及び人口ビジョンの策定を行う。

9 用語の説明

行	用語	説明
ア	アーツ・イン・エデュケーション	教育現場においてアートの力を最大限に引き出す実践を行っていく、教育における芸術の可能性を、より広く捉えようとする考え方
ア	アウトリーチ	地域などに出向きワークショップを行うなど、直接働きかけを行う取組
ア	浅川清流環境組合	日野市、国分寺市、小金井市の3市でゴミ処理施設の設置及び運営などを共同して行うことを目的に設立した一部事務組合
イ	一時避難場所	災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所
イ	インキュベーション	事業の創出や創業を支援するサービス・活動のこと。起業などの際、不足する資源を提供し、その成長を促進することを目的とする取組
イ	インフラ	道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院など、インフラストラクチャーの略語で、社会的な経済基盤及び生産基盤の総称
ウ	雨水浸透施設	「雨水浸透ます」や「雨水浸透管」など雨を地中へ浸透させるためのますや管などの施設
ウ	雨水貯留施設	下水道に流れてしまう雨水を貯留し、散水、防火用水などに利用するための施設
エ	江戸東京野菜	江戸時代から昭和40年頃にかけて東京都内で栽培されていた伝統野菜
エ	援農ボランティア	後継者不足や高齢化による人手不足に悩む農業者と農業をサポートしたい市民を結ぶ取組
オ	オープンデータ	データの2次利用を促進するためのルールの設定、周知を行った上で、誰でも、いつでもアクセス可能な場所で電子データとして提供している情報
カ	「介護支援ボランティアポイント」事業	高齢者のボランティア活動実績に応じてポイントが貯まり、貯めたポイントを翌年度に市内共通商品券と交換することができる仕組み
カ	学童農園	児童・生徒の勤労体験学習の一環として農作物生産活動を通じて働くことや収穫の喜びを会得させ、豊かな人間性の育成を図ることを目的とした農園
カ	(下水道)管きよ	降った雨や家庭や工場などから集めた汚水を処理場等まで運ぶ下水道管
カ	環境美化サポーター制度	市民と市との協働によるまちづくりの推進を目的に、身近な公共空間である公園、道路などの環境美化活動を行うボランティア団体を支援する制度
カ	環境保全型農業	生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業
カ	環境保全緑地制度	奨励金や税制上の優遇措置などにより、市内における貴重な緑地、樹木及び生け垣を「保全緑地」として指定し、良好な自然環境の保全を図る制度
カ	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々
カ	観光まちおこし協会	地域資源の活用と市民活動のコーディネートによる観光まちおこしの推進、地域経済の発展と文化の向上に寄与する事業を行う一般社団法人
キ	教育相談所	子どもたちの健全な育成を図るため、教育上の諸問題(いじめ、不登校、発達に関する事など)について相談に応じるとともに教育的・心理的な支援を行う施設
キ	協働	市民及び市が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して市政を充実させ、又は発展させる取組
キ	協働事業提案制度	団体などからの提案により市と協働して事業を実施する制度
ケ	経常収支比率	市税など経常的に入ってくる収入が、義務的で固定的に支出される経費(人件費・扶助費・公債費など)にどれだけ使われているかを示す財政指標

行	用語	説明
ケ	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間・年齢
コ	公園評価	公園配置の適正化の検討などのため、公園などについて、量や質、利用者人口、多面的機能などの視点から行う評価
コ	公共施設マネジメント	公共施設を、行政経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み
コ	合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数
コ	公民連携アウトソーシング	公民連携アウトソーシング基本方針により、民間の強みをいかして、市民サービスの維持・向上を図りつつ、コストの最適化を進める取組
コ	合流式下水道	汚水と雨水を同一の管きよで排除する方式の下水道
コ	高齢者いきいき活動推進事業	高齢者が豊かな老後を過ごせるよう、様々な講座を開講し、介護予防、生きがい創出、健康増進を図るための事業
コ	高齢者自立支援住宅改修給付事業	浴槽・流し・洗面台の取替え、便器の洋式化など、高齢者の在宅生活の質を確保するための住宅改修の給付
コ	こがねい仕事ネット	パソコンや携帯電話を利用して、求人情報などを簡単に検索・閲覧できる、市内の求人事業者と求職者を結ぶ求人情報サイト
コ	こきんちゃんあいさつ運動	挨拶の大切さや素晴らしさを改めて確認し合い、挨拶を通して心の通った地域づくりを目指す取組
コ	国土強靱化	国土や経済、暮らしが災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、経済社会が速やかに回復するしなやかさを備えた国づくり
コ	国分寺崖線(はげ)	湧水が多く、野鳥や小動物の生活空間として貴重な自然地である、多摩川が南へ流れを変える過程で武蔵野台地を削り取ってできた、河岸段丘の連なり
コ	子どもの権利	国連「子どもの権利条約」では「生存」「発達」「保護」「参加」の権利の保障を規定した、世界中の全ての子どもが、心身ともに健康に自分らしく育つための権利
コ	ごみゼロ化推進員	ごみ減量やまちの美化などに向けた活動を市と連携して行う「ごみゼロ化推進員制度」の活動を担う市のボランティア
コ	コミュニティ・スクール	学校運営協議会を設置した学校。学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組み
コ	コンプライアンス	企業の法令遵守・倫理法令遵守を意味する概念(本市では、法令遵守にとどまらず、要綱、通知、ルール及び社会規範を遵守することを包含することと定義)
サ	災害時受援計画及び応援計画	発災時、被災自治体等の行政機能を確保しながら、迅速かつ効果的な被災者支援を実施するため、応援を円滑に受け入れ効果的に活用するための諸計画
シ	施策マネジメント	施策の課題を認識するためのツールであり、PDCAサイクルを通じて、効果的・効率的な行財政運営の実現を目指し、施策の見直しを行う仕組み
シ	自主防災組織	町会・自治会などの地域内で組織されている、「自分たちのまちは自分で守る」という、地域住民の連携に基づき、結成される防災組織
シ	自助・共助・公助	自助とは、日頃から災害に備え、災害時に事前に避難するなど、自分で守ること、共助とは、地域で避難への協力や消火活動を行うなど、周りの人たちと助け合うこと、公助とは、救助活動や支援物資の提供などの公的支援を表す概念
シ	自治体クラウド	クラウドコンピューティング(データなどをインターネットなどを通じて利用する方式)技術を活用し、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進め、経費の削減や住民サービスの向上などを図る取組

行	用語	説明
シ	指定開発事業	市が定める基準により公共施設などを設置するとともに、近隣住民への周知など、事業者に必要な事項の遵守が義務付けられた、一定規模以上の開発事業
シ	指定管理者制度	公の施設の管理・運営を、民間事業者などの団体に行ってもらうことにより、住民サービスの向上や経費節減などを図る制度
シ	シティプロモーション	まちのブランディングによるイメージや認知度の向上と、今ある資源から新たな魅力を創出することで生み出される、市民の愛着や誇りの醸成に係る取組
シ	児童委員	児童や妊産婦への援助を行う委員（児童福祉法により、全ての民生委員が児童委員とされている。）
シ	シビックプライド	都市に対する誇りや愛着。自分自身が都市を構成する一員であると自覚し、都市をより良くするための取組に関わろうとする当事者意識を伴う概念
シ	市民参加	市の政策立案、実施及びその評価に、広く市民の意見を反映させるとともに、協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加する仕組み
シ	市民農園	レクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、児童・生徒の体験学習などの多様な目的で利用される農園
シ	事務事業評価	人材や予算といった経営資源が有効に活用されるように、事業を定期的に評価して、改善方策を検討する取組
シ	食育	様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる取組
シ	自立	援助を受けずに自分の力で身を立てる意味だが、福祉分野では自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと、障害を持っていてもその能力を活用して社会活動に参加することの意味としても用いられる言葉
ス	スクールカウンセラー	学校においてカウンセリングなどの心理相談業務に従事する者
ス	スクールソーシャルワーカー	不登校などの未然防止、改善及び解決並びに学校内外のケース会議などの充実を図る、社会福祉士などの資格を有した者
ス	ストックマネジメント	長期的な施設全体の老朽化を考慮し、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的とした取組
セ	生産緑地	市街化区域内の農地等のうち、良好な都市環境の形成を目的に、30年間農地等として管理を義務付けられた土地
ソ	総合型地域スポーツクラブ	多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、人々が身近な地域でスポーツに親しむことができるよう地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ
タ	第一種市街地再開発事業	市街地再開発事業のうち、施行区域内の土地及び従前建物に関する権利を新たに建設された施設建築物及びその敷地に関する権利に変換する事業
タ	宅地開発等指導要綱	宅地などの開発行為を行う者に対し、必要な指導を行い、調和のとれた住みよいまちづくりに寄与するための要綱
チ	地域学校協働活動	幅広い地域住民などと共に地域全体で子どもたちの学びや成長を支えながら、学校を核とした地域づくりを目指し地域と学校が連携・協働して行う様々な活動
チ	地域共生社会	高齢者、障がいのある人、子どもなど全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創っていくことができる社会を目指すもの
チ	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住居及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制
チ	地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関

行	用語	説明
チ	地籍調査	一筆ごとの土地について、その所有者、地番などの調査を行うとともに、境界(筆界)と面積(地積)を測量する調査
チ	長期総合計画	基本構想、基本計画及び実施計画を合わせて呼ぶ際の呼称
テ	電線共同溝	電力線や電話線などの2つ以上の電線類を共同して道路の下に収容する施設
ト	東京都オープンデータカタログサイト	東京都及び都内各自治体が提供するオープンデータを横断的に閲覧・利用することができるウェブサイト
ト	特定生産緑地制度	生産緑地の指定から30年が経過し、期間が満了となる生産緑地を所有者が改めて特定生産緑地に指定することで、期間を10年延長できる制度
ト	土地区画整理事業	土地の区画形質を整え、道路、公園その他の公共施設の整備改善を行う事業
ニ	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする者
ニ	認定こども園	就学前の子どもを受け入れて幼児教育・保育を提供する施設で、都道府県知事が認定した施設
ニ	認定農業者	農業者が自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を行う制度
ノ	農工大・多摩小金井ベンチャーポート	中小機構が、東京農工大学や地域と連携し、同大学小金井キャンパス内に整備・運営を行う大学連携型起業家支援施設(インキュベーション施設)
ハ	パブリックコメント	市の計画などを立案する過程で、その趣旨、内容、その他必要な事項を公表し、幅広く意見を求め、その結果を考慮して意思決定を行う制度
ハ	バリアフリー化	障がいのある人や高齢者などに対する障壁(バリア)を取り除くこと及びそうした考え方(ユニバーサルデザインとは、これに対して、年齢、性別、身体などの特性や違いを超えて、初めから、全ての人が利用できるような設計)
ヒ	東小金井事業創造センター「KO-TO」	市が設置した公共の創業支援施設。個室、ブース、シェアスペースをシェアオフィスとして利用でき、法人登記や会議室の利用が可能
ヒ	ビッグデータ	従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群を表すマーケティング用語
ヒ	避難行動要支援者	高齢者、要介護認定者、重度の障がい者、難病患者などのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方
ヒ	日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場及び東京たまエコセメント化施設	日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する最終処分場。東京たまエコセメント化施設は同組合が運営する、焼却灰をエコセメントの原料としてリサイクルする施設
ヒ	病児保育事業	児童が病中又は病気の回復期に集団保育が困難な期間、保育所・医療機関などに付設された専用スペースなどで、保育及び看護ケアを行う保育サービス
フ	福祉オンブスマン制度	福祉サービス全般に関する利用者からの苦情を公正かつ中立の立場で調査し解決に当たる制度
フ	福祉サービス第三者評価	福祉サービスを利用する際、それぞれの福祉サービス提供事業所の特徴を把握し、比較・検討することで、より良い選択につなげてもらうための評価制度
フ	扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、高齢者、障がい者などを支援するために要する経費
フ	プレーパーク	ブランコやシーソーなど既存の道具の設置はなく、子ども達が想像力で工夫して、遊びを作り出すことのできる遊び場

行	用語	説明
ホ	放課後子ども教室	放課後や週末に子ども達の居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取組
ホ	防災マップ	災害発生時の避難場所や豪雨時の浸水予想区域を示し、日頃の備えや災害時の心得、家族の安否確認方法などの防災情報も載った地図
マ	まち・ひと・しごと創生法	平成26年11月にまち・ひと・しごと創生に関し、基本理念、国等の責務、まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成等を定めた法律
ミ	民生委員	民生委員法に基づき、社会福祉の増進のために市民の相談に応じたり関係機関との調整を図るなど必要な支援を行う非常勤の特別職に属する地方公務員
ユ	ユニバーサルデザイン	「バリアフリー化」を参照
3	3R	ごみになるものを元から減らすReduce(リデュース)、使えるものを再使用するReuse(リユース)、資源として再生利用するRecycle(リサイクル)の総称
A	AI	人工知能。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたもの
B	BCP	自然災害などの緊急事態において、損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画
C	CoCoバス	市内の公共交通不便地域を解消し、交通弱者に配慮した日常的な移動手段として運行している市のコミュニティバスの名称
K	KPI	重要業績評価指標。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標
I	ICT	コンピュータを使った情報処理や通信技術の総称を言う。ICTはIT(情報技術)にコミュニケーションの要素を含めたもの
I	IoT	様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うもの
P	PDCAサイクル	Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法
R	RPA	定型的な単純業務をソフトウェア型のロボットが代行・業務自動化を実現する仕組み
S	SDGs	2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標
S	Society5.0	狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指す概念

前回審議会からの修正内容

頁	箇所	箇所2	修正前	修正後	委員意見概要	修正理由など
17	まちづくりの基本姿勢	冒頭文	私たちが、将来像の実現に向けたまちづくりに取り組むに当たっての基本的な姿勢を明らかにしたものです。これらを念頭に置いて、基本構想・基本計画に示す政策・施策を進めていきます。	将来像の実現に向けたまちづくりに取り組むに当たっての私たちの基本的な姿勢を明らかにしたものです。これらを念頭に置いて、基本構想・基本計画に示す政策・施策を進めます。	—	「私たちの姿勢」と読みやすい表現に言い回し修正。
31	施策の構成	13行目	令和元年度に算出できる最新の値	令和元年度時点での最新の値	令和元年は過去なので「算出できた」が良い。	御意見の趣旨を踏まえ修正
37	施策2	指標	現状値 368g 目標値 355g	現状値 368g（平成30年度実績値） 目標値 355g（一般廃棄物処理基本計画最終年度（令和12年度）目標値）	—	現状値・目標値の説明追記
43	施策5	指標	マンション管理適正化の達成率	管理状況の届出を行った要届出マンションの割合	—	誤解のない表現へ修正
49	施策8	施策の方向性①	(修正なし)	(修正なし)	「インフルエンザ等感染症防護訓練」の部分、文言の修正ではなく、今次の新型コロナウイルスについての経験を活かすようにしてほしい。	新型コロナウイルスについての記載は別途検討いたしました。現時点で適切な施策や方向性についての記載が困難であり、感染症予防の一般的な記載に留めております。御意見ありがとうございます。
49	施策8	施策の方向性④		【文言追加】 また、災害時における情報伝達能力の強化を図り、ソーシャルメディアなど多様な情報提供ツールの活用を行います。	市民全体への迅速で正確な情報伝達が必要だと感じている。そのため「情報ネットワークの強化」を盛り込んだほうが良い。Webだけでは受け取れない人もいるので全戸配布の仕組み作りなども必要ではないか。	御意見の趣旨を踏まえ修正

頁	箇所	箇所2	修正前	修正後	委員意見概要	修正理由など
55	施策11	施策の方向性②	防災や環境保全、また農業に触れる機会の提供など、農地が有する多面的機能を発揮することを支援し、(以下略)	(修正なし)	今回のような有事には、安心安全な地場野菜の必要性が高まる。ただ「防災」とするのではなく、食材の供給についても含めて記載してもらいたい。	農地の多面的機能の1つとして、防災や環境保全を挙げておりますが、食材供給機能は「防災機能」と考えられるもの(避難所利用など)の1つであり、農業振興計画の中で具体策を検討してくものと考えております。
55	施策11	施策の方向性③	食の安全性の確保や農業生産を通じた環境負荷の低減などを目指した生産管理手法の普及や、環境保全型農業に対する意識啓発を図ることで、持続可能性を高めていきます。	食の安全性を確保し、農業生産を通じた環境負荷の低減などを目指した生産管理手法の普及を図ります。また、環境保全型農業に対する意識啓発を図ることで、持続可能性を高めていきます。	文節が長く主語と述語がわかりにくい。	御意見の趣旨で修正
65	施策15	施策の方向性①	地域の教育資源を活用し、社会に開かれた教育課程の実現を目指した学校と地域の連携・協働の推進を図ります。	地域の教育資源を積極的に活用し、社会に開かれた教育課程の実現を目指し、学校と地域の連携・協働の推進を図ります。	「地域の教育資源を活用し」に「積極的に」を挿入した方が良い。 「教育課程の実現を目指した学校」を「教育課程の実現を目指し、学校と」とした方が良い。	御意見の趣旨で修正。

頁	箇所	箇所2	修正前	修正後	委員意見概要	修正理由など
76	施策22	施策の方向性	(修正なし)	(修正なし)	<p>目指す姿で「制度の枠組みを超え、全ての人々が互いに支え合うこと」を掲げているが、施策の方向性では、高齢者、障がい者、子どもは施される側になっている。多様な人たちが互いに支え合うことを目指した方向性が、一つ盛り込まれていると、より良いのではないか。</p> <p>例えば、 ●多様な人が集まれる場所の提供 年齢、障がいの有無に関わらず、全ての人々が地域で支え合うためには、制度の枠を超えた取り組みが必要です。福祉施設をより地域に開かれた存在にする等、様々な人々がつながり合える場所づくりに努めます。 など、単に支援をする、されるの関係ではなく、様々な人々が共につながり合うことで、互いに支え合えることを目指した視点があると良い。</p>	<p>基本構想・基本計画においては、基本理念「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち」を継承した理念を掲げております。</p> <p>目指す姿の実現のため、例示いただきました「多様な人が集まれる場所の提供」等、地域での課題解決の体制づくり等の包括的支援体制の構築及び地域活動の活性化についての目標を地域福祉計画（平成30年3月策定、6か年計画）に定め、地域住民の方や地域の多様な主体が参画し、全ての人々が互いに支え合う地域を目指すための施策に取り組んでおります。</p>
91	施策29 施策の方向性①		個別計画	個別の行政計画		文言の統一による修正
95	総合戦略の構造		<p>なお、第1期の総合戦略では、基本目標のほかにKPI（重要業績評価指標）等を設定していましたが、第2期の総合戦略では第5次基本構想・前期基本計画と一体的に推進していくため、それらについては前期基本計画と統合又は個別計画へ移行させます。</p>	<p>なお、第1期の総合戦略では、基本目標のほかに施策の基本的方向等を定めていましたが、第2期の総合戦略では、第5次基本構想・前期基本計画と統合し、前期基本計画及びそれに紐づく個別の計画・事業と一体的に推進します。</p>		表現の修正

頁	箇所	箇所2	修正前	修正後	委員意見概要	修正理由など
93	まち・ひと・しごと創生総合戦略			(修正なし)	<p>本項を下記に改め、国際的・国内的な達成課題として明確にしたかどうか？</p> <p>第3部 長期計画に関する国際的・国内的目標（達成課題）</p> <p>(1) 「小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（基本目標1～3）</p> <p>(2) 「持続可能な開発目標（SDGs）」（目標1～17）</p> <p>尚、上記(1)(2)のそれぞれに、第5次施策1～29との関係図を付けて「達成課題」との関係を示す。</p>	<p>SDGsについては重要な事項として捉えておりますが、同時に基本構想・基本計画は、「私たち」の誰が見ても分かりやすいものにも大きな課題です。市民意向調査の結果を見てもこの計画についての認知度は低く、その改善の第1歩として、「分かりやすさ」を重視してきました。</p> <p>私たちが取り組んでいくのは、第5次基本構想・前期基本計画に示している「小金井市の現状や課題を踏まえた政策・施策」であることが見て取れるような構成とした上でSDGsについても整理して掲載しています。</p> <p>一方、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、SDGsとは異なり「私たち」の取組を示したものです。</p> <p>SDGsを取り入れながら「分かりやすさ」も両立することを考えたのが現在の案ですので、御理解いただければと存じます。</p>
110	付属資料4 SDGsと長期計画	—		(修正なし)	<p>SDGsも地方自治体の達成目標である以上、「付属資料」の1項目にするのは相応しくないのので、上記第3部の(2)へ格上げする。</p>	
110	各施策とSDGsの関係		将来像「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」を目指す	将来像「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」の実現を目指す		表現の修正
114 115 117	市民参加		5月小金井みらい会議・出前ヒアリング 5月パブリックコメント 6月答申	削除 6月パブリックコメント 7月答申		市民参加の中止・延期等を反映
115	市民参加の歩み		9市民懇談会 基本構想（素案）～	9市民懇談会 第5次基本構想（案）		文言の統一による修正

頁	箇所	箇所2	修正前	修正後	委員意見概要	修正理由など
115	市民参加の歩み		10パブリックコメント (空欄)	10パブリックコメント 第5次基本構想・前期基本計画(案)について、広く市民からメールや郵送等で意見を伺った。		パブリックコメントについて追記
118	委員変更		後藤 広治 令和元年6月28日から答申まで	後藤 広治 令和元年6月28日から令和2年4月1日まで 細見 明彦 令和2年4月1日から答申まで		委員の交代を反映
122	用語の説明	合計特殊出生率	—	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数	特殊出生率については、脚注として最後のページに用語説明した方が親切と思います。	追記
123	用語集	地域共生社会	高齢者、障がいのある人、子どもなど全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる社会を目指すもの	高齢者、障がいのある人、子どもなど全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創っていくことができる社会を目指すもの		担当課による表現修正
124	用語集	バリアフリー化	障がいのある人や高齢者などに対する障害(バリア)を取り除くこと及びそうした考え方(以下略)	障がいのある人や高齢者などに対する障壁(バリア)を取り除くこと及びそうした考え方(以下略)		担当課による表現修正
124	用語の説明	扶助費	—	社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、高齢者、障がい者などを支援するために要する経費	扶助費については、脚注として最後のページに用語説明した方が親切と思います。	追記

第 1 1 回小金井市長期計画審議会

総合戦略の概要

1 概要説明

【総合戦略とは】

総合戦略は、少子高齢化の進行に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づく計画です。

人口が増加傾向にある東京都においても、数年のうちに人口のピークを迎え、減少に転じることが懸念されており、本市においても同様の傾向があります。そのような中、国の総合戦略を勘案し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）を策定するよう努めなければならないこととされており、平成 28 年 3 月に小金井市でも第 1 期の計画を策定しました。

ポイント①⇒地方版総合戦略は国の総合戦略を勘案して策定することとされており、その内容については、国の総合戦略に準じて策定しています。

ポイント②⇒上記ルールに基づいて策定された総合戦略で掲げる事項に対し、地方創成に係る国からの交付金を受けることができます。

【第 5 次基本構想・前期基本計画との関係】

現在本市には、第 4 次基本構想・後期基本計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の 2 つの市政全般に渡る計画があります。しかし、多くの施策が重複していることから、効率的な計画推進を図り、分かりやすさ・運用面の利便性なども改善するため、この 2 つの計画を統合します。

なお、前述のとおり、地方版総合戦略は国の総合戦略を勘案して作成する必要がありますが、基本構想・基本計画に数値目標等が設定されるなど、一定の要件を満たす場合には、統合することが可能とされています。

ポイント③⇒総合戦略を廃止するのではなく、あくまでも統合という形で策定します。

ポイント④⇒統合により、重複による二重管理を避けるとともに、類似した計画が並立する「分かりづらさ」を解消します。

ポイント⑤⇒具体的には、総合戦略を基本計画の第 3 部に置き、総合戦略で定めるべき施策の基本的方向等を、第 5 次基本構想・前期基本計画と統合します。

2 各審議会の関係について

基本構想・基本計画と総合戦略には、それぞれに審議会（長期計画審議会、まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進委員会）が設置されています。計画等の内容を議論し策定していく作業は、各審議会の中で行われています。ただし、統合に向けて互いに意見等が出るのが考えられますので、その場合は各審議会からの意見として、所管する審議会の中で参考として扱うこととします。

3 パブリックコメントの取扱い

地方版総合戦略についても基本構想・基本計画と統合するため、同時にパブリックコメントに付します。

地方版総合戦略に関して提出された意見への回答については、パブリックコメント期間終了後に開催されるまち・ひと・しごと創生総合戦略等推進委員会で検討します。

パブリックコメントについて

1 市民の提言制度（パブリックコメント）とは

市の施策原案（重要な計画など）に対する市民の書面等による意見の表示によって行う市民参加の方法

2 第 5 次基本構想・前期基本計画のパブリックコメントについて

(1) 実施者

小金井市長期計画審議会

(2) 期間

令和 2 年 6 月 1 日（月）～同年 7 月 1 0 日（金）【必着】

(3) 対象

市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体

(4) 提出方法

住所・氏名・計画名称を明記し、直接提出、郵送、F A X、市ホームページ専用フォームで企画政策課へ提出

(5) 資料

- ア 第 5 次基本構想・前期基本計画（案）に対する意見募集（募集要項）
- イ 第 5 次基本構想・前期基本計画（案）
- ウ 第 5 次基本構想・前期基本計画（案）（概要版）
- エ F A X 用フォーマット

(6) 資料の配付場所

企画政策課（市役所本庁舎 2 階）、市役所第二庁舎 1 階受付、その他市施設、市ホームページでのダウンロード

(7) (6)以外の広報

市ホームページ、市 Twitter、市報 6 月 1 日号

(8) 「小金井みらい会議」「出前ヒアリング」の中止で拡充した内容

- ア 市報 6 月 1 日号を 2 面掲載とし、カラー図付きの説明と、郵送でき

- る意見提出用紙(切り取れば切手不要の封筒型となる。)も掲載する。
- イ 小金井みらい会議への参加を希望していた方、過去の市民参加で今後も参加を希望された方に対し、個別でメール案内を送る。
- ウ 市ホームページに、パワーポイント等で視覚的に分かりやすい説明データを作り、(5)資料と併せて掲載する。
- エ パブリックコメント期間を1月から40日へ延長する。

9) 意見に対する検討結果の公表

- ア 事務局で意見を取りまとめ、小金井市長期計画審議会での検討を経て、その結果を令和2年7月(予定)に公表する。

第11回小金井市長期計画審議会

長期計画審議会・起草委員会 全体スケジュール【令和2年4月24日現在】

	6月 上旬 中旬 下旬	7月 上旬 中旬 下旬	8月 上旬 中旬 下旬	9月 上旬 中旬 下旬	10月 上旬 中旬 下旬	11月 上旬 中旬 下旬	12月 上旬 中旬 下旬	1月 上旬 中旬 下旬	2月 上旬 中旬 下旬	3月 上旬 中旬 下旬	4月 上旬 中旬 下旬	5月 上旬 中旬 下旬	6月 上旬 中旬 下旬	7月 上旬 中旬 下旬
審議会	第1回	第2回	第3回 第4回		第5回 第6回	第7回 市民懇談会	第8回	第9回			第10回	第11回	パブリック コメント 第12回 答申	
審議内容	・諮問 ・会議運営 ・スケジュール	・基本構想 の素案(一部) ・将来像/基本 姿勢	・政策の取 組方針		・基本構想 素案の全体 調整	・市民懇談 会	・市民懇談 会振り返り ・基本計画 説明	・基本構想 素案修正確 認 ・基本計画 指標確認			・書面開催 ・素案の全 体調整・確 認 ・市民参加 について	・書面開催 ・素案の全 体調整・確 認 ・総合戦略 について ・パブリック コメントについて	・パブリック コメント回答調整 ・答申に向 けて	・パブリック コメント回答調整 ・答申に向 けて
起草委員会				第1回 第2回				第3回	第4回 第5回					
審議内容				・政策の取 組方針				・基本構想 素案修正 ・基本計画 指標検討	・基本計画 素案検討					